

鶴川女子短期大学
自己点検・評価報告書

平成 30 年度

令和元年 7 月

目次

自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	16
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	27
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	41
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	58
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	78
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	86
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	88
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	91

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、鶴川女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 30 年 11 月 1 日

理事長

百瀬 和男

学長

百瀬 和男

ALO

入江 和夫

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人明泉学園及び鶴川女子短期大学の沿革は下記年表のとおりとなる。

<学校法人の沿革>

昭和 19 年 3 月 15 日	財団法人蒲田女子商業学校設立
昭和 26 年 3 月	法令により財団法人蒲田女子商業学校を学校法人明泉学園に名称変更
昭和 35 年 1 月 5 日	明泉学園設置 百瀬泰男 理事長兼学園長に就任
昭和 35 年 9 月 10 日	鶴川高等学校、鶴川女子中学校認可
昭和 35 年 9 月 11 日	鶴川高等学校校舎竣工
昭和 36 年 3 月 5 日	学校法人明泉学園の学園歌・学生歌・校章を制定
昭和 36 年 4 月 1 日	鶴川高等学校開校
昭和 47 年 3 月 31 日	鶴川女子短期大学附属幼稚園設置認可
昭和 47 年 4 月 1 日	鶴川女子短期大学附属幼稚園開園 松井三男初代園長就任
昭和 59 年 3 月 29 日	東京商工経済専門学校設置認可
昭和 59 年 4 月 1 日	東京商工経済専門学校開校
平成 2 年 12 月 31 日	創立者百瀬泰男理事長逝去
平成 3 年 1 月 5 日	百瀬和男学長 理事長・学園長に就任
平成 3 年 1 月 19 日	百瀬泰男前理事長学園葬
平成 4 年 4 月 25 日	明泉学園相模湖セミナーハウス竣工
平成 23 年 3 月	鶴川高等学校新校舎落成
平成 23 年 4 月 1 日	鶴川こども園鶴川女子短期大学付属を認定こども園 開設
平成 30 年 4 月 1 日	鶴川フェリシア保育園 開設
平成 31 年 4 月 1 日	成瀬フェリシア保育園 開設予定

<短期大学の沿革>

昭和 38 年 3 月 1 日	理事会において鶴川女子短期大学設置の件可決
昭和 39 年 5 月 5 日	町田市三輪の土地に短期大学用地を購入、造成に着手
昭和 42 年 6 月 30 日	鶴川女子短期大学用地造成、短期大学校舎 1 号館竣工
昭和 43 年 2 月 3 日	鶴川女子短期大学竣工設置認可
昭和 43 年 4 月 1 日	鶴川女子短期大学開学 松井三男初代学長就任 幼稚園教諭の養成開始
昭和 43 年 12 月 10 日	保母資格取得を厚生省（旧）より認可
昭和 44 年 7 月 20 日	短期大学図書館、視聴覚等、教室第二期建設完了
昭和 44 年 12 月 10 日	鶴川女子短期大学校舎第 2 号館竣工
昭和 53 年 4 月 20 日	鶴川女子短期大学第 3 号館及び体育館竣工
昭和 54 年 4 月 30 日	鶴川女子短期大学第 5 号館竣工

鶴川女子短期大学

昭和 58 年 4 月 1 日	松井学長逝去により百瀬泰男理事長第 2 代学長就任
昭和 59 年 12 月 14 日	明泉学園寮竣工
平成元年 4 月 1 日	百瀬泰男学長辞任により百瀬和男第 3 代学長就任
平成 2 年 4 月 1 日	課程認定
平成 2 年 5 月 12 日	明泉学園創立 30 周年記念式典開催
平成 2 年 12 月 31 日	創立者百瀬泰男理事長逝去
平成 3 年 1 月 5 日	百瀬和男学長 理事長・学園長に就任
平成 3 年 1 月 19 日	百瀬泰男前理事長学園葬
平成 4 年 4 月 25 日	明泉学園相模湖セミナーハウス竣工
平成 10 年 3 月 4 日	創立 30 周年記念道路完成
平成 12 年 4 月 1 日	課程認定
平成 19 年 4 月 1 日	図書館システム稼働
平成 23 年 3 月 24 日	第三者評価受審 (22 年 9 月) 「適格」と判定
平成 26 年 4 月 1 日	鶴川保育園 (どんぐりはうす) を事業所内保育施設 開園
平成 28 年 9 月 1 日	「大学ポータルサイト」運用開始
平成 29 年 3 月 10 日	第三者評価受審 (28 年 9 月) 「適格」と判定
平成 29 年 4 月 1 日	専攻科 (1 年課程)「国際こども教育専攻」設置
平成 30 年 4 月 1 日	鶴川フェリシア保育園 開設
平成 31 年 4 月 1 日	成瀬フェリシア保育園 開設予定
平成 31 年 4 月 1 日	課程認定

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

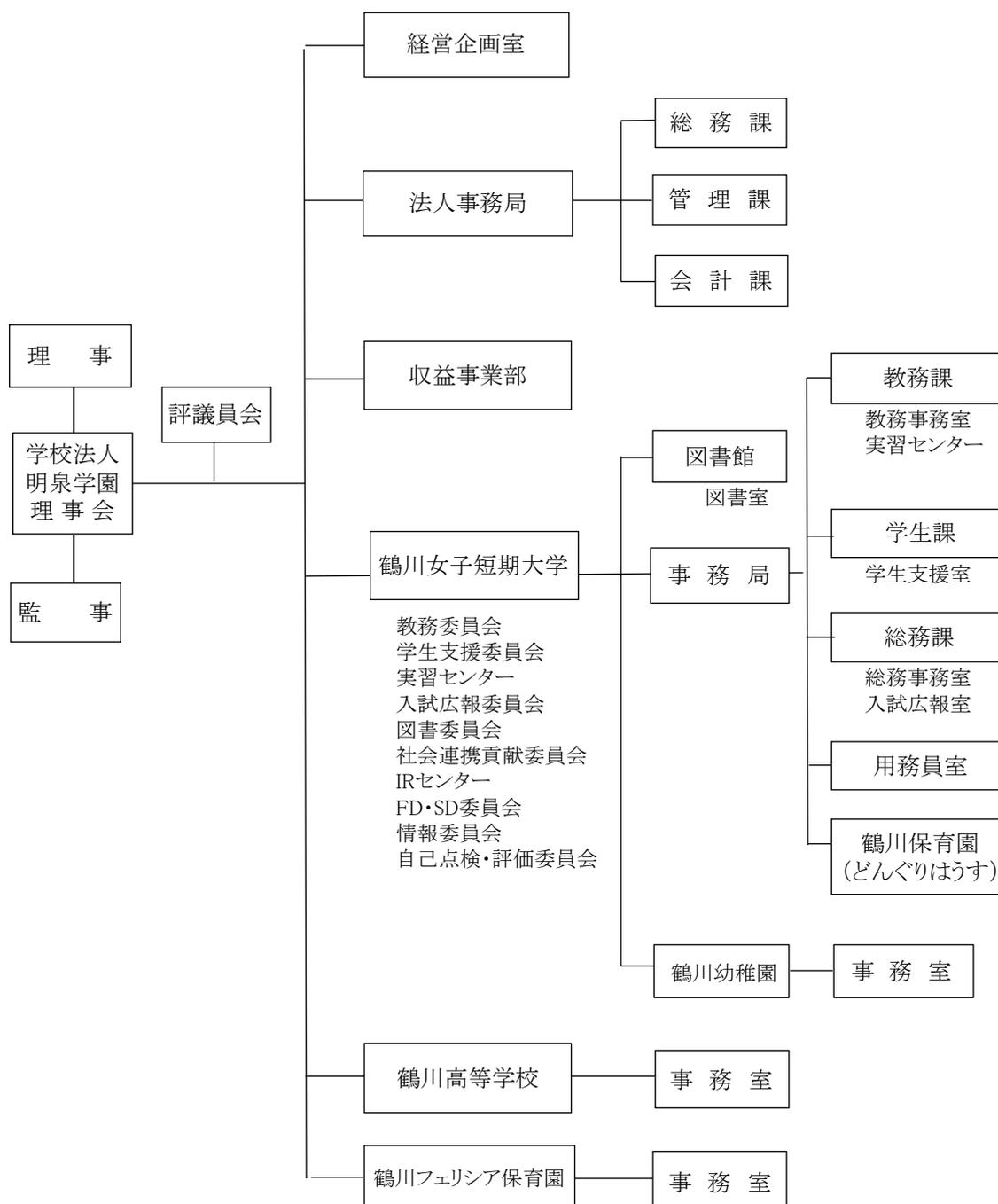
(令和 1 年 5 月 1 日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
鶴川女子短期大学	東京都町田市三輪町 1135	150 人	300 人	240 人
鶴川高等学校	東京都町田市三輪町 122	280 人	840 人	人
鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属	東京都町田市三輪町 122	—	320 人	人
鶴川フェリシア保育園	東京都町田市三輪町 122	—	19 人	人
成瀬フェリシア保育園	東京都町田市南成瀬 5-1-12 SK ビル 1F	—	19 人	人
計		430+幼稚園	1460 人	人

* 幼稚園の入学定員は、年度により異なる。

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 学校法人明泉学園組織図（平成 30 年 5 月 1 日現在）



鶴川女子短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

（単位：人）

	町田市	三輪町	川崎市麻生区	横浜市青葉区
平成28年1月1日	426,937	6,582	176,483	308,849
平成29年1月1日	428,572	6,566	177,475	309,880
平成30年1月1日	428,742	6,610	178,824	309,626

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
北海道	0	0%	1	1%	1	1%	0	0%	0	0%
東北	3	2%	3	2%	3	2%	3	2%	2	2%
関東（東京、 神奈川除く）	11	6%	8	5%	3	2%	2	2%	7	6%
東京都	103	60%	105	67%	93	65%	88	70%	76	63%
神奈川県	43	25%	30	19%	33	23%	21	17%	20	17%
静岡県	1	1%	2	1%	1	1%	2	2%	1	1%
山梨県	3	2%	1	1%	6	4%	2	2%	4	3%
新潟県	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%
長野県	2	1%	1	1%	2	1%	1	1%	1	1%
中部・北陸	0	0%	1	1%	0	0%	1	1%	1	1%
近畿	1	1%	0	0%	1	1%	0	0%	2	2%
中国	1	1%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%
四国	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
九州・沖縄他	3	2%	2	1%	1	1%	5	4%	4	3%
合計	171	100.0	158	100.0	144	100.0	125	100.0	119	100.0

■ 地域社会のニーズ

町田市 HP によると、「町田市は東京都の南端にあり、半島のように神奈川県に突き出ています。多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地していて、東西 22.3 キロメートル、南北 13.2 キロメートル、面積は 71.80 平方キロメートルです。市制は 1958 年 2 月 1 日に施行され、東京都で 9 番目に生まれた都市です。古くから横浜に向かう街道は「絹の道」とも呼ばれ、交通の要衝、商都として繁栄してきました。近隣からも多くの人たちが集まり、商圏人口 200 万人の一大商業都市へと発展しています。町田市は福祉の街づくり推進計画を行っています。バリアフリー、ユニバーサルデザインを基本理念として、すべての人が安全で安心してずっと住み続けることができるまちづくりの実現に向け、福祉のまちづくり推進計画を策定しています。」とのことである。

(出典：町田市 HP)

町田市も待機児童問題で 1 歳 2 歳児が保育園に入園できない状況が続いている。その問題に役立てようと、小規模保育園を 2018 年 4 月に開園した。どこの園でも保育士の確保が大きな問題となっているが、幸い卒業生や長年保育園に従事してきた保育士を充足している。

学生の通学は、最寄りの小田急線鶴川駅を利用し、路線バスによる本学までの便が確保されている。また、小田急線柿生駅からは徒歩通学も可能である。小田急線は、町田駅では J R 横浜線、新百合ヶ丘駅は小田急多摩線に接続し、登戸駅では J R 南武線、下北沢駅では井の頭線の乗り換えができる。また、東急田園都市線の市が尾駅からバスの便などもあり、鶴川駅周辺のバス路線も多く、通学の利便性に優れている。

鶴川には白州次郎・正子邸の武相荘があり、鶴川に移住し農業に従事した面影のある里山を現在も見ることができる。

■ 地域社会の産業の状況

町田市 HP によると、「町田の産業は、商業、工業、農業の三つに分類されます。中でも商業が大部分を占め、町田駅周辺には多数の店舗が存在しています。江戸時代後期から養蚕が栄え「絹の道」と呼ばれる産業交通路があり、「二の市」「六の市」が立ち、栄えました。2012 年経済センサス活動調査では、年間商品販売額は 579,926 百万円で東京都市部において 5 位になっています。工業・農業は、主として市郊外に宅地部分と混在して分布しており、大規模なものはあまり見られません。宅地化が一層進み人口増加が見られていましたが、近年は低迷し下降に転じています。農業は減少傾向にあり、田畑や山林等が開発により宅地となり都市化が進んでいます。」とのことである。

(出典：町田市 HP)

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
学則、学生便覧に記載の「学外実習履修基準」、「成績評価」、及び一部の科目のシラバスに出席状況を評価の対象とする記述があり、改善することが望まれる。	平成 29 年度より「学則」第 22 条第 2 項に記載のあった“出席状況”の文言を削除し(2/17 理事会議決)文科省に届出書提出。また、学内規程である「学外実習履修基準」を新「実習履修基準」と改め、評価方法の出席状況の項目を削除した。シラバスでは、学生ハンドブック 2017 において、評価方法のページで“授業への出欠席は欠格条件のみ(出席点は評価しない)”であることを明記し、徹底した。	「学則」、「規程」の変更の周知、および教務委員会オリエンテーションでの履修に関する説明により、単位取得の前提は授業への出席が基本であり、出欠席は欠格条件のみであることを徹底した。これにより全学生がこのことを認識している。
余裕資金はあるものの、学校法人全体は過去 2 年間、短期大学部門は過去 3 年間の事業活動収支が支出超過であるので収支バランスの改善が望まれる。	短期大学部門の赤字の解消こそが学校法人全体の収支状況改善のカギであり、その対策として平成 28・29 年度に学費の値上げを行っており、今後はその効果が期待できる。	平成 28 年度入学者数の減少もあり、短期大学部門の収支状況は臨時的要因を除外すると前年度とほとんど変わらない。学校法人全体では資産売却に伴う収入が減少した分、収支は悪化している。
評価の過程で、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められた。	平成 28 年 12 月に評価結果内示の段階で、学則の変更を平成 29 年 1 月 8 日の理事会議決を行い、同年 2 月 1 日付改訂学則を文科省に届け出た。第 1 章 総則(目的)(自己評価等)(認証評価)(教育内容等の改善)に明記した。	当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、法令順守の下、より一層自己点検・評価活動の向上・充実に努める。

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を図った事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
教育実習の履修率向上 (幼稚園免許状取得率の 向上)のための改善をお こなう。	① 本学の附属である幼 稚園との連携を強化 して、履修とカリキュ ラムの関連をはかり 年間実習期間の弾力 化に取り組む。 ② 平成 28 年度入学者よ り教育実習期間の見 直しをおこなった。	① 平成 27 年度・28 年度 は、教育実習の期間や 実習方法の工夫によ り、その期間をⅠ～Ⅲ 期に分散化した(附属 幼)。 ② 免許取得率が向上し た。具体的には、平成 29 年度に 88%に上 がり、平成 30 年も 8 割 を超えている。
アクティブ・ラーニング 学習環境の整備と授業形 態の開発	就職先から求められる能 力の向上、および、学生 の質に対応するために、授業 の質的な転換を図ってい く。	平成 29 年度からシラバス にアクティブ・ラーニン グ度を明記することによ り、教員の意識改革を行 った。
学生ポータル稼働	平成 28 年度後期より学務 システムの新しい管理ソ フトを試験的に導入し、平 成 29 年度 4 月より、入試、 教務、会計の新システムと して稼働させた。あわせて 学生の利用促進のため、オ リエンテーションで学生 の理解を深めた。	web ポータルシステムで は履修科目、授業時間割、 授業の出欠状況、成績、シ ラバスを学生はスマート フォンで確認することが できるようになった。さら に各種アンケート調査も このサイト内で可能とな り、集計処理のスピード化 が図られた。

③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

該当する留意事項は特になし。

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 30 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する こと	「情報公開」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/public.html
2	卒業認定・学位授与の方針	「卒業認定・学位授与の方針」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/about_us.html
3	教育課程編成・実施の方針	「教育課程編成・実施の方針」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/about_us.html
4	入学者受入れの方針	「入学者受入れの方針」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/about_us.html
5	教育研究上の基本組織に関する こと	「鶴川女子短期大学について」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/about_us.html
6	教員組織、教員の数並びに各教員 が有する学位及び業績に関する こと	「教員紹介」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/about_us/teacher_introduction.html
7	入学者の数、収容定員及び在学す る学生の数、卒業又は修了した者 の数並びに進学者数及び就職者 数その他進学及び就職等の状況 に関すること	「受験生の方」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/the_features_of_tsurukawa_womens_junior_college.html ・ 入試概要 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/the_features_junior_college/entrance_exam_information.html ・ 鶴川女子短期大学の就職率 ・ 「主な就職先」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/career_support/the_career_to_pursue.html
8	授業科目、授業の方法及び内容並 びに年間の授業の計画に関する こと	「シラバス」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/about_us/syllabus.html
9	学習の成果に係る評価及び卒業 又は修了の認定に当たっての基 準に関すること	「ディプロマ・ポリシー（学位授与）」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/about_us.html
10	校地、校舎等の施設及び設備その	「キャンパスマップ」

	他の学生の教育研究環境に関すること	https://www.tsurukawatandai.ac.jp/about_us/campus_map.html
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	「学費・奨学金」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/the_features_of_tsurukawa_womens_junior_college/school_expenses_scholarship.html
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	「キャリアサポート」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/career_support.html 「学生支援室より 学生カウンセリング」 https://www.tsurukawatandai.ac.jp/news_for_students.html
13	研究紀要（鶴川女子短期大学研究紀要、鶴川女子短期大学国際こども教育研究紀要）	https://www.tsurukawatandai.ac.jp/public.html
14	自己点検・評価報告書（H29年度版）	https://www.tsurukawatandai.ac.jp/pdf/self_inspection_h29.pdf

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	学校法人明泉学園ホームページ（ http://www.meisen.ac.jp ）

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 29 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

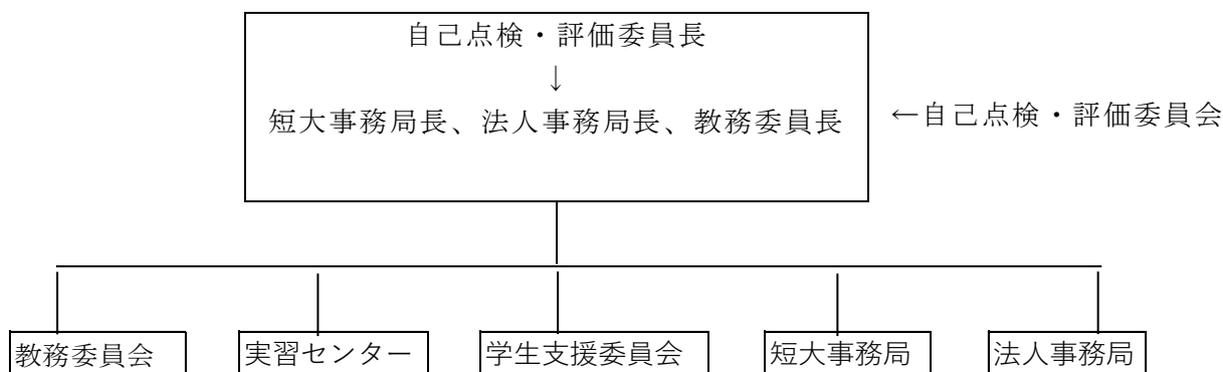
公的資金の適正管理の方針は、短期大学規程集 54「研究活動公正化推進規程」・55「研究活動にかかる不正防止規程」のとおりである。
実施状況は、平成 29 年度該当なし。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

	氏名	役職	担当
委員長	百瀬 和男	理事長・学長	総括
委員	入江 和夫	自己点検・評価委員長 ALO 評価員1	自己点検評価作成の指揮監督 短期大学基準協会連絡調整
	百瀬 志麻	副学長	基準Ⅰ
	中村麻衣子	教務委員長 評価員2	基準Ⅱ
	高柳 賢一	法人 事務局長	基準Ⅳ
	小林眞由美	短大 事務局長	基準Ⅲ 参考資料
	白石 弘司	短大 事務局長補佐	基礎データ 参考資料
	福地 昭輝	特任教授	連絡調整

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、平成4年より大学改革の一環として自己点検・評価の議論がおこなわれ、同問題の研究が教務課に委嘱された。平成5年には、自己点検・評価委員会が設けられ、規程も策定された。平成17年度からは、外部機関による第三者評価の実施の動きもあり、「自己点検・評価報告書」を作成し、以後毎年度作成している。

平成28年度には、「平成27年度 自己点検・評価報告書」を作成し、その報告書に基づいて受審し、平成29年3月10日『適格』と認定された。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成29年度を中心に）

自己点検評価の活動記録	
年 月	内 容
平成30年4月	基準Ⅰ～Ⅳのまとめの責任者による執筆
平成30年5月	学科会で進捗状況報告
平成30年6月	基準Ⅰ～Ⅳのまとめの責任者からの原稿を編集 「平成28年度自己点検・評価報告書」完成
平成30年7月	平成30年度の認証評価の執筆について説明を行う
平成30年11月	教職員の分担箇所を評価会にて依頼
平成31年3月	各分担担当者より提出
平成31年4月～5月	基準Ⅰ～Ⅳを委員会でまとめ、自己点検評価の完成に向け週2回程度委員会を開催し、内容の確認をおこなう。
平成31年6月	基準Ⅰ～Ⅳに記載された文章に、資料を照合し文中に挿入。
平成31年6月	最終確認を全教職員で行う。 「平成30年度自己点検・評価報告書」完成。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準 I -A 建学の精神】

＜根拠資料＞

- 提出資料 1「学生ハンドブック 2018」、2「キャンパスガイド平成 30 年度」、
3「ウェブサイト」、
備付資料 2「愛の教育 1 日 1 想」3「デイサービス三輪ひまわり」、
5「保育園・幼稚園バスツアー」、6「体験バスツアー感想文」、
7「免許更新講習 募集要項」、8「免許更新講習 評価結果一覧」、
9「保育士資格取得特例講座 募集要項」、10「特例講座 感想・評価」、

【区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学の建学の精神「愛の教育」（提出-1）及びキリスト教の精神を基盤とする教育の基本理念「1.愛をもって幼児を育成する教育者の養成」「2. 社会でも家庭でも自分らしく生きられる女性の育成」（提出-1）については、学内では、入学式の学長式辞や新入生オリエンテーション、福音歌手による福音コンサート、初年次教育科目かつ卒業必修科目である「キャリアデザイン I」の授業のテーマとして扱う等、教育理念・理想を明確に示すことで多面的に学生への浸透を図る工夫をしている。

「愛の教育」は特に幼児教育をおこなう学生にとって欠かせない心の糧になるものである。無償の愛の精神は、これから社会人となり、また母となって社会に貢献し、乳児・幼児・児童を育てる女性の内面に備わって欲しいと願っている。そして、この「愛の教育」は、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。本学は、キリスト教の精神を基盤としているが、信条及び宗教に関わらず、学生・教職員を広く受け入れており、教育基本法及び私立学校法その他の法令を遵守しながら半世紀以上にわたり、地域の保育者養成を担ってきた実績がある。それはまさに本学の建学の精神の公共性を示していることと考えている。本学のキリスト教に接する機会は、文面の中で周知しているものの他に、入学後の聖書贈呈式がある。これは日本国際ギデオン協会から寄贈されるもので、協会員が新入生一人ひとりに手渡している。また、福音歌手のコンサートでは、神様の愛を全員に届けており、キリスト教の信心の有無に関係なく聴く者の心に響くものである。

新入生及び保護者、在校生・教職員全員に配付される学生ハンドブック(提出-1)の冒

頭には、建学の精神を明記しており、学生のみならず保護者や教職員に対する周知も図られている。具体的には、ホームページ（提出-3）、キャンパスガイド（提出-2）などの手段を用いて、情報公開し、学内外に表明している。特に、学内においては、保護者に対する入学式時の保護者会、学生に対する新入生オリエンテーション、教職員に対するFD・SD研修会等で共有している。

新年仕事始めの年賀会、キャンパスガイド等への記載、毎年、短大全教職員が関わる自己点検・評価報告書（備付-10）の作成を通して「建学の精神」を定期的に確認している。

【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

地域・社会に向けた公開講座として、以下の講習を実施している。

1. 教員免許状更新講習（備付-7）

平成 21 年 8 月に開始し平成 30 年度の開設により 10 回目の実施となった。保育に特化した講習が幼稚園教員に評価され、講習受講希望者が年々増加してきた。平成 30 年度は講習を A 日程、B 日程 2 回実施し、募集人員を各 50 名、合計 100 名に増やした（受講者数 98 名であった）。本講習の内容や方法、受講後の知識・技能の成果について、講習最終日に 4 段階（4：よい（十分満足した、十分成果を得られた）、3：だいたいよい、2：あまり十分ではない、1：不十分）で回答を求めた（備付-8）。その結果、「必修講習（幼児教育の最新事情）」（4：68.4%、3：30.6%、2：1%、1：0%）、「選択必修講習①（幼児教育における教育課題）」（4：77.8%、3：21.8%、2：0.4%、1：0%）、「選択必修講習②（教育の情報化）」（4：92.9%、3：7.1%、2：0%、1：0%）、「選択講習（自然素材を生かした保育内容プログラム、乳幼児期の発達の原理含む）」（4：76.9%、3：23.1%、2：0%、1：0%）と、ほとんどの科目で肯定的な評価が得られた。

2. 保育士資格取得特例講座

厚生労働省告示に基づき「保育士資格取得特例講座」（備付-9）を平成 26 年度から実施している。本学では、幼稚園教諭免許状のみを所有している受講者のための、保育士資格取得特例講座を開講している。この講座により延べ 101 名（H26～H30）の受講生が特例教科目（4 科目 8 単位）を修了し、各自登録事務を行い保育士資格を取得したと思われる。受講生の感想には、今まで実践の場で当たり前のように行ってきた事柄の意味をあらためて理論的に理解することができた、などがあつた。

3. 東京都保育士等キャリアアップ研修

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実

施について」(平成 29 年 4 月 1 日付雇児保発 0401 第 1 号)に基づき、本学でも東京都の指定を受け、平成 30 年度より当研修を実施することとした。

この研修は、「近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、日々の保育士としての業務に加え、各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくこと」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)と位置付けられている。

本学の初年度の保育士等キャリアアップ研修は、「マネジメント」「障害児保育」「保護者支援・子育て支援」の 3 科目で平成 30 年 12 月にスタートさせた。この 3 科目の修了者は延べ 35 名であった。受講者アンケートによると、「研修全体の内容」、「業務の参考になる」、「スキル向上につながる」等の質問には 8 割以上の受講生が非常に良い、または良いと回答している。受講者コメントでも“自分の担う役割について具体的にどのように行動していけばよいか明確になった”などの回答が多い。一方、「研修日数・時間」については、妥当である(46%)と不満である(34%)との回答が二分しており、不満者のコメントでは“研修は 1 日にしてほしい、かなりの負担である”というものであった。この研修は 1 科目の授業時間は 15 時間と定められており、保育士に対するより高度な専門性を求めるという目的達成のための時間設定であると考えられる。しかし、今の保育士の職務の現状(保育士不足による労働時間の長さ等)に照らすと、その負担感は強い。本講習の提供者として、その負担感を超える更なる研修内容の充実が求められている。(備付「受講者アンケート」)

本学は、生涯学習事業は実施していない。

正課授業の開放として、科目等履修制度を 14 年度より実施している。科目等履修生は本学で開講されている授業科目の中から、学科で定められた特定の科目を正規の学生とともに受講し、単位を習得できる。科目等履修料は履修科目数に応じて納入され、履修生は本学の施設などを利用できる。

地域・社会の地方公共団体として「川崎市こども未来局子育て推進部」との連携を行っている(備付-5)。30 年度は、1 年生は 6 月に川崎市、相模原市、町田市の各園で 1 日保育体験(備付-6)を行ったほか、希望者に対して保育所等の見学バスツアーを行った。また、2 年生は「キャリアデザインⅡ」の授業で 7 月に「自分に合う職場の見つけ方」として、外部講師による自己分析セミナーを開催した他、校内就職相談会を実施し、川崎市、および、町田市の幼稚園教諭や保育士との対話の機会を設けた。後学期も 10 月に学生との面接シミュレーションを保育所等の協力のもと行った。12 月には「おしごとカフェ」を開催し、就職が未決定な学生と保育所等との出会いの場を提供した。このような事業をきっかけに就職の内定を得た学生もいた(備付「川崎市のチラシ」「振り返りシート」)

本学では、地域貢献の中核として、地域へ向けて学生及び教職員が協同で行うボランティア活動に取り組んでいる。保育者は、幼児に対する愛情と保育をする仕事に情熱と意欲を持ち続けられる人間性を有することが大切である。また、幼稚園・保育所・社会福祉施設などで働くためには、園児や入所者が暮らす環境は地域にあるという認

識を持つこと、即ち、社会性の形成が重要である。学習成果の獲得を生かす場として、ボランティア活動は大切な学びの場となっている。

平成 24 年度以降、ボランティア活動を授業として位置づけ、地域の老人福祉施設「ひまわり」(デイサービス)を訪問し、利用者と共に折り紙・絵手紙を製作して交流を図っている。このボランティアは課題解決方式であり、デイサービスの利用者が何を望んでいるかを聞き取り、学生自身が何が出来るか自ら考え行動する取組みとしている。また、「ひまわり」とは協定書(備付-3)を結んでおり、今後も活動を続けていく。以上のように、教職員及び学生がボランティア活動を通じて地域・社会に貢献している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神及び教育の基本理念については、約 50 年前の創立時からの文章をそのまま記載している箇所があるため、解説を加える等、学生にも分かりやすく周知する工夫が求められる。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

建学の精神は、これまで宗教に接したことのない学生にとっても理解しやすいように、講演やコンサートなど多面的なアプローチで体験的に理解を深められるよう工夫している。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 1「学生ハンドブック」、2「キャンパスガイド平成 29 年度」、
3「ホームページ」、4「シラバス(学生ポータル)」、
備付資料 2「愛の教育一日一息」、12「高等学校からの記録書」、
20「コミュニケーション力テスト」、22「23 能力」、
27「就職先アンケート」、28「学習成果の分析」、
29「卒業生フォローアップアンケート」、41「授業評価アンケート」、
51「研究紀要・論文集」、53「FD・SD 研修会資料」、
54「FD・SD 活動報告」、

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II -A-6)

＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

教育目的・目標は、建学の精神に基づき以下のように確立している。キリスト教の信仰を基盤とし、高潔・清貧・愛徳の志を育成することを目的として国際こども教育学科にふさわしい知・情・意・体・技を教育目標とし、これらを総合的に伸ばしていくことで、バランスの良い、共感性豊かな女性の育成を目指している。教育目標は次の通りである。

知 社会生活に必要な教養と保育者としての確かな知識を身につける。

情 豊かな感性と愛の心を育てる。

意 自分を知り、自らの人生を選び取る意志の力を育てる。

体 健全な心と丈夫な体を育て、規則正しい生活習慣を身につける。

技 保育者としての実践的な技能を身につける。

この目的・目標は、3つのポリシーとして【知識・理解】【思考・判断】【技能・表現】【関心・意欲】【態度】の5観点で求められる資質・能力を掲げている。学外に向けては、本学のホームページ（提出-3）や、受験生のための『キャンパスガイド』（提出-2）に明記している。また平成30年度には19回のオープンキャンパスにおいても、担当教員が詳しく説明している。学生には『学生ハンドブック』（提出-1）を配付して周知を図り、入学式、オリエンテーション、自己啓発セミナーを通してわかりやすく説明している。

教職員は月1回開催の教授会および学科会やFD・SD研修会の機会を捉えて教育の目的・目標の確立を図っている。特に新任教員には、実務に入る前に、建学の精神・教育の理念とともに教育目的・目標について教務委員長が詳しく説明し、認識を深めた上で教育が出来るような体制を整えている。学生は、学習成果として学ぶべき事柄をシラバス（提出-4）によって把握し各授業の初回には必ずその内容を確認している。

就職先（幼稚園・保育園、施設）にアンケート（備付-27）を送付し、どのような保育者を求めているかを調査している。「採用するにあたって、何を重視するか」「求める人物像」「就職前に身につけてほしい能力」などの質問項目の回答を分析し、在学生にその結果をフィードバックしている。（備付-28）

【区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

本学の建学の精神の根幹をなすのは「愛の教育」である。創設者百瀬泰男の著作『愛の教育一日一想』（備付-2）の巻頭に収められている「愛は苦行である、だが人生最大

のいのちである。」という一文は、「愛とは何か」を端的に示している。本学では「神の愛」をもって教育活動を行い、「愛」をもって社会に貢献できる人材の育成を目指している。この精神および教育目的に則って学習成果が設定され、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとして『学生ハンドブック』に明示されている。

建学の精神である「愛」をもって社会に貢献できる人材の育成の具体例として、「ボランティア活動」の授業の一環で地域の老人福祉施設「ひまわり」（デイサービス）の訪問や、附属幼稚園「夕涼み会」の参加などがある。

国際こども教育学科としての実習を含む授業科目の学習成果は、教育目的・目標に基づいたものであり、シラバスで明確に示している。具体的には、授業科目ごとに「教育目標との関連」、および、ディプロマ・ポリシーに基づいた「到達目標」がシラバスに記載されている。

本学では、学生の自信と意欲につなげるために学習成果の発表の機会を多く実施している。学内外に学習成果を発表する機会として、文化祭があり、中でも「音楽研究発表」は全員参加の合唱、トーンチャイムの演奏、個人参加のピアノ独奏・連弾などがある。また「幼児造形」「生活科研究」「保育内容（言葉）」「児童文化」などの学習展示や、「施設実習体験発表」もあり、学生にとって日頃の学習成果を確認し、今後の自信や意欲につなげていく良い機会となっている。授業「ボランティア活動」は、高齢者のデイサービス施設を訪問し、日ごろの学習成果を披露し交流の機会を得ている。高齢者と交流する機会が少ない学生にとって、手遊びや歌、トーンチャイム、おりがみなどの学習成果を生かすことで高齢者理解を得るよい機会となっている。

この他に、2年生の実習体験発表会は発表者にとって良い経験となり、話を聞く1年生にとっても良い刺激になっている。卒業した学生の学習成果は、「就職先アンケート」（備付-27）や「卒業生フォローアップアンケート」（備付-29）で確認し、本学紀要（備付-51）「フォローアップアンケートの分析と在校生へのフィードバック～平成28年卒業生の学習成果の観点から～」で発表している。

その他、学生の学習成果を測る尺度（23能力）（備付-22）を28年度に作成、実施しており、結果をFD・SD研修会（備付-53・54）や、紀要・論文（備付-51）で発表するなど、学内外に学習成果を公表している。

学校教育法第百八条「大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」に照らして、教員による成績評価、学生による授業評価アンケート（備付-41）、23能力、コミュニケーション力テスト（備付-20）、就職先アンケート（備付-27）、卒業生フォローアップアンケート（備付-29）などを実施し、その結果を分析することにより、学習成果を定期的に点検している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

平成 29 年度には、急速なグローバル化への対応が求められている日本の保育・幼児教育において、未来の“グローバル市民”を育む乳幼児教育者の養成にも力を入れるため、幼児教育学科から国際こども教育学科に学科名称を改めた。履修上の区分として学科内に「こども教育コース」「国際こども教育コース」を設置した。同時に専攻科「国際こども教育専攻」を設置することにより、多言語多文化の理解、多様性の受容など、国際感覚豊かな乳幼児教育者の養成を目指している。

これを機に三つの方針を一体的に改め、その関連付けはポリシーに則した教育活動として展開している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーについては、学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性）となる以下の 5 つの視点を明確にし、具体的に示している。

ディプロマ・ポリシーで定めた 5 つの要素を達成するために、カリキュラム構成の骨子となる、次の 6 つの柱を設定して示している。即ち、【8 つの領域】（以下①～⑧に区分したもの）、【教養科目】、【専門教育科目】、【言語に関する科目】、【資格・免許取得】、【時間割編成】のくくりで、それぞれ具体的な内容を明示している。

【8 つの領域】～8 つの領域と該当する DP～

教育・保育の本質と目的に関する科目（DP①）、人間の理解に関する科目（DP②④）
世界の教育・保育に関する科目（DP①③）、表現技術・基礎技能に関する科目（DP③）
言語に関する科目（DP③）、教育・保育の内容・方法に関する科目（DP①②③④⑤）
実習・実践・研究に関する科目（DP①②③④⑤）、教養に関する科目（DP④⑤）

3 つのポリシー

国際こども教育学科

【アドミッション・ポリシー】

学力の 3 要素と関連付けた内容としている。

- ① 【知識・理解】 入学後の修学に必要な基礎学力と身体能力を有している
 - ・家庭での学習習慣が身についている
 - ・高等学校までに履修する国語を中心とした基礎的な教科の内容を理解し、卒業相当の知識を有している
 - ・体育・図工・音楽などの実技科目の修学に必要な身体能力を有している
- ② 【思考・判断】 他者の気持ちや自分の立場・役割を理解できる
- ③ 【技能・表現】 心も体も健やかで、自分の考えを正しい言葉遣いで表現できる
- ④ 【関心・意欲】 （こどもが好きで、積極的にこどもと関わることができる）
日本をはじめとする世界のこどもの育ちに興味・関心をもっている
- ⑤ 【 態 度 】 （健康的で規則正しい生活習慣が身についている）

愛情をもってこどもと関わることができる

【カリキュラム・ポリシー】

国際こども教育学科には、履修区分としての「国際こども教育コース」と「こども教育コース」を設け、以下の6つを柱としてカリキュラムを編成する。

- ① **【8つの領域】** ディプロマ・ポリシーで掲げる人物像を育成するために8つの領域を設定し、多面的な人材育成を図る。①教育・保育の本質と目的に関する科目 ②人間の理解に関する科目 ③世界の教育・保育に関する科目 ④表現技術・基礎技能に関する科目 ⑤言語に関する科目 ⑥教育・保育の内容・方法に関する科目 ⑦実習・実践・研究に関する科目 ⑧教養に関する科目
- ② **【教養科目】** 国際理解や日本の文化、倫理など、人間として健康に豊かに生きていくための幅広い教養科目を設置する。特に、キャリア教育は2年間を通して行い、初年次教育から社会人基礎力の育成まで一貫したひとつの科目として編成する。
- ③ **【専門教育科目】** 乳幼児教育の原理から実践に必要な技能の修得まで、科目間の連携を図りながら、実践演習をひとつの集大成科目と位置づけ、重層的に科目を編成する。
- ④ **【言語に関する科目】** グローバル社会の中で活躍できる保育者の養成を目指し、正しい日本語と、実践的な英語コミュニケーション能力を修得するための科目を編成する。
- ⑤ **【資格・免許取得】** 2年間で保育士資格と幼稚園教諭免許状が取得できるよう教育課程を編成し、事前・事後指導も含めて実習科目を編成する。
- ⑥ **【時間割編成】** 乳幼児教育の専門職としての意識を高め、アクティブ・ラーニングで実践的な力を養うため、演習科目のみならず講義科目もできる限り少人数で履修できるよう時間割を編成する。

【ディプロマ・ポリシー】(学位授与の方針)

1. **【知識・理解】** 幼児教育に関する専門知識と技術を修得し、以下のいずれかに該当する者
 - ・国家資格を有する保育者としてその資質能力を生かして社会に貢献できる
 - ・地域および家庭において幼児・児童の育成に貢献できる
2. **【思考・判断】** 周囲の状況や他者の気持ちを理解し、適切な判断ができる
3. **【技能・表現】** 社会的スキルを身につけ、他者と円滑なコミュニケーションができる
4. **【関心・意欲】** こどもをはじめとして、広く社会(教育・福祉・環境)に関心を持ち、積極的に貢献しようとする意欲をもつことができる
5. **【態度】** 常に愛情をもって他者に奉仕することができる

専攻科国際こども教育専攻

【アドミッション・ポリシー】

- ①【知識・理解】乳幼児教育に関する専門知識と経験を有する
- ②【思考・判断】こどもの視点に立ち、柔軟な思考・判断ができる
- ③【技能・表現】日本語および基礎的な英語によるコミュニケーションができる
- ④【関心・意欲】広く乳幼児教育に興味・関心をもち、課題を発見し、主体的に考えることができる
- ⑤【態度】常に愛情を持って社会に奉仕・貢献することができる

【カリキュラム・ポリシー】

専攻科 国際こども教育専攻は、本科「国際こども教育コース」の2年間の学びを基礎として、更なる深い学びのために以下の6つを柱としてカリキュラムを編成する。

- ①【8つの領域】ディプロマ・ポリシーで掲げる人物像を育成するために8つの領域を設定し、多面的な人材育成を図る。①教育・保育の本質と目的に関する科目 ②人間の理解に関する科目 ③世界の教育・保育に関する科目 ④表現技術・基礎技能に関する科目 ⑤言語に関する科目 ⑥教育・保育の内容・方法に関する科目 ⑦実習・実践・研究に関する科目 ⑧教養に関する科目
- ②【教養科目】国際理解のみならず日本の文化を世界に発信するための視座を獲得するための科目を編成する。
- ③【専門教育科目】世界の乳幼児教育の実践との対話や、こどもを中心とした国際貢献まで、グローバル社会の中で生きるこどもたちと保育者について考察を深めるために、重層的に科目を編成する。
- ④【言語に関する科目】グローバル社会の中で活躍できる保育者の養成を目指し、正しい日本語と、実践的な英語コミュニケーション能力を習得するための科目を編成する。
- ⑤【資格・免許取得】日本以外の保育士資格が取得できるよう海外の協定校での教育課程を織り込み、事前・事後指導も含めて実習科目を編成する。
- ⑥【課題研究】次世代の乳幼児教育を担う実践研究者としての意識を高め、アクティブ・ラーニングで実践的な力を養うため、研究手法を習得し、課題研究をおこなう科目を編成する。

【ディプロマ・ポリシー】(学位授与の方針)

- 1.【知識・理解】日本のみならず世界のこどもの育ちに関する専門知識と技術を習得し、日本の免許・資格を有する保育者として、グローバル市民としてのこどもと共に生きる
- 2.【思考・判断】多文化を理解し、多角的に思考し、柔軟性に富む
- 3.【技能・表現】日本語および英語をはじめとした様々な言語環境で自己表現し、

こどもと響き合う

4. 【関心・意欲】世界のこどもの育ちに興味関心を持ち、こども教育の発展を主体的に考え、探究する
5. 【態度】常に愛情をもって社会に奉仕・貢献する

これら3つの方針は短大企画本部を中心に組織的議論を重ねて決定している。そして、これらの方針について、「3つのポリシーを踏まえた取り組みの点検・評価」の視点で外部評価者からの意見聴取（備付-12）の機会を得ている。平成29年度の1回目は、日本工業大学専門職大学院 水澤直哉先生、2回目は調布白菊幼稚園理事長 吉田勝重先生、3回目は学校法人わせがく高等学校 荒井知行先生、入江正己先生により意見を聴取し、ポリシーの整合性、及び実効性を確保できるよう努めている。

平成30年度は明泉学園 FSDS 研修会において、町田市鶴川地区に居を構えていた白洲次郎について“日本人のアイデンティティについて”という内容で、旧白洲邸の館長である牧山圭男氏に講演をいただいている。本学の幼児教育の教育機関としてのディプロマポリシーと関連付けて社会人の生きざまについて考える機会を得た。

3つの方針を踏まえた教育活動では、授業、学内行事においてカリキュラムマップ（提出-1）を活用し、それぞれの授業とポリシーの関連性を意識づけている。このカリキュラムマップではディプロマ・ポリシー達成のためのカリキュラムの組み立てがなされており、上記の8つの領域における学習タイミングとカリキュラム相互の関連性を一体的に明示し、体系的に学習できるよう組み立てている。つまり、学習が進む過程でディプロマ・ポリシーのどの部分が達成できるかを具体的に示している。

さらに、平成30年度には「3つのポリシーを踏まえた大学の取り組みの適切性」をテーマに、学生の代表者と教職員とが意見交換できる場を設けた。3つのポリシーはキャンパスガイド（提出-2）、学生ハンドブック（提出-1）及びホームページ（提出-3）に学内外に公表している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の教育目的・目標は、建学の精神に基づくものであるが、時代や社会に応じたわかりやすい説明を加えていく必要がある。また、常に目的・目標を念頭におき、成果を上げられるように意識付けの機会を更に増やしていかなければならないと考える。

国際こども教育学科という学科名称における現在のディプロマ・ポリシーは、専門知識と技術をもち、周囲の状況により適切な判断ができ、さらにコミュニケーション力と社会への関心や意欲を持ちながら他者に奉仕するという幼児教育者としての基本的なもののみを定めている。したがって、国際こども教育学科に必要な多文化・異文化理解などの方針をポリシーに反映させていくことが課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

講義概要は授業科目が取り扱う学問分野の紹介、カリキュラム上の位置づけと、主な学習項目について記載しており、他の科目との関連性などについても可能な範囲で記述し、カリキュラムマップとシラバスの統一性を持たせている。さらに、教育の効果

を高めるために、アクティブ・ラーニングを推奨し毎回の授業におけるその度合い（グループワーク、ディスカッション、フィールドワーク、プレゼンテーションなどの比率）をシラバスに明記している

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

備付資料 12「高等学校からの記録書」、17「履修カルテ」、
18「学習に関するアンケート」、27「就職先アンケート」、
29「卒業生フォローアップアンケート」、41「授業評価アンケート」

備付資料－規程 短 11「自己点検・評価委員会規程」、

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

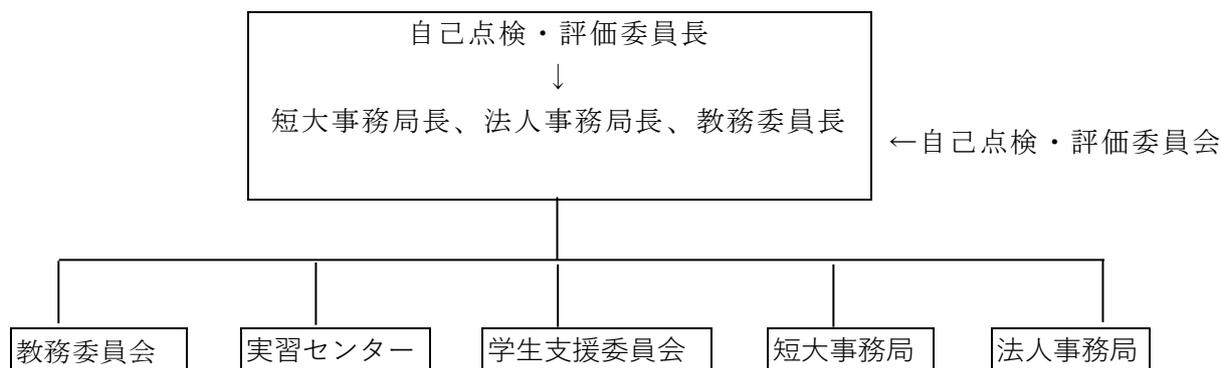
<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価を実施するための規程は、「鶴川女子短期大学 自己点検・評価委員会規程」（備規-短 11）があり、その趣旨・目的については第 2 条「教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と示されている。

組織については第 3 条 1 項「委員会はその各号に掲げる委員をもって構成する。(1) 教授会委員の中から学長の指名による委員、(2) 事務局長、(3) その他、学長が必要と認める者。」2 項「委員長は学長の指名によって定める。3 項「委員会が必要と認めるときには、委員以外（学外者を含む）の出席を求め、意見を聞くことができる。」と示されている。

自己点検・評価の組織図は以下の通りであり、教育研究活動の見直しに取り組んでいる。

<自己点検・評価の組織図>



自己点検・評価の実施にあたっては、「鶴川女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価委員会を組織し、『自己点検・評価報告書』の作成、並びに外部評価、認証機関による第三者評価等の実施に係る事項を審議している。全教職員が、日常的に自己点検・評価を行い、教育研究活動、学生支援、事務等の改善にあたっている。『自己点検・評価報告書』の作成は学科・専攻科、各部署の全教職員が執筆分担し自己点検・評価活動に参加している。具体的には、評価基準にもとづいた作成マニュアルに沿って、教職員（法人を含む）が基準Ⅰ～Ⅳの点検を行い、毎年の自己点検・評価報告書を作成し、webなどで公表している。平成27年度から、数ヶ月ごとに自己点検評価委員会が中心となって評価会を開き、基準Ⅰ～Ⅳの執筆内容が評価基準の観点に沿った記述であるかをチェックすることになっている。また、その評価会の中で、自己点検評価の方法に関する共通理解を図っている。このように、自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取に関しては、平成30年2月学校法人わせがく高等学校による、鶴川女子短期大学のアドミッション・ポリシーについての協議会を行った。その結果、本短大のアドミッション・ポリシーはわかりやすく、これから保育や福祉を学ぼうと考えている高校生にとって受け入れやすいとの評価をいただいている。（備付-12）

自己点検・評価の結果については、受審の際に指摘を受けた事項を中心に改革・改善に努めている。

[区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。]

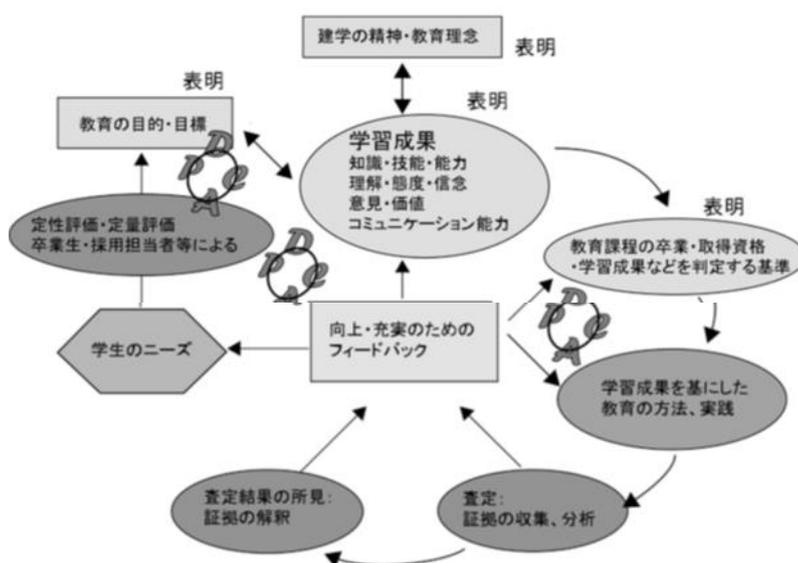
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準Ⅰ-C-2の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）は、量的質的データを用いて行っている。量的データは成績評価や単位取得状況、23能力（学習成果の成長度自己評価）で査定し、質的には学修に関するアンケート調査（備付-18）、授業評価アンケート（備付-41）、履修カルテ（備付-17）、卒業生フォローアップアンケート（備付-29）、就職先アンケート（備付-27）の手法を有している。

査定（アセスメント）と PDCA



(グロリア・ロジャースによる品質保証のための査定より)

教育の向上・充実のためには、グロリア・ロジャースの図にあるように PDCA サイクルを実施している。具体的には、GPA を活用し、点数の低い学生に対して個別指導、少人数での学習支援を実施するなど、学習成果向上のための取り組みをする準備を進めている。学習成果を焦点とする査定の手法について毎年見直しを行っている。学生による授業評価アンケートは、学生の要望を教員が自覚することにより、授業向上、ひいては学習成果向上に繋げている。また、卒業生による卒業生フォローアップアンケート、就職先アンケートは在学生にフィードバックし、大学で何を身につけるべきかを意識させることで学習成果の向上に繋げている。このように、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを実践している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更は、各省庁より届いた公務文書を教務担当者を中心に適正に対処している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

入学する学生の多様化（目的、学習意欲など）への対応、及び保育現場等のニーズや社会的要請に対応できる人材育成を目指し、学習支援をさらに充実させるように努力している。今後の具体策として、GPA を活用し文章力、コミュニケーション力などの基礎力が不足した学生を対象に学力向上に向けた授業の工夫、少人数での授業、教員

との個人面談などの実施を進めている。基礎学力を向上させることで、目標に対する強い意志を持ち続けることができる人物の育成に努めていく。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

これまで様々なアプローチで建学の精神は伝えているが、23能力の調査結果から「愛と奉仕」の責務を強く感じている学生ほど、保育職に携わる勤務年数が、長期間を希望する傾向にあることがわかった。このことから本学における建学の精神である「愛の教育」の理念は保育者として、職務に対する意欲・態度を高めるとともに、学生は実習時に子どもたちとふれあうことで、他者に対する愛情を感じ理解を深めることができると考えられる。

本学の履修カルテは、履修している科目の期末テストの成績と、学生の自己評価が記載されている。その結果を担当と学生が見ることで、担任は保育者養成の観点から学生に助言を行い、学生はどのような学習成果の向上を目指したら良いかなど、相互理解に役立っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神及び教育の基本理念については、約50年前の創立時からの文章をそのまま記載している箇所があり、理解が難解である。その改善のために、教職員に関してはFD・SDの機会に、学生に関しては入学時の機会を得て周知させることを計画している。

国際こども教育学科には多文化・異文化理解などが求められるが、ディプロマ・ポリシーに反映されていない。この改善に向けて計画中である。その手段として英語力が必要であり、英語のレベルアップを望む学生に、イングリッシュカフェの形式で授業外においても英語を学習する環境を整えることを計画している。

入学する学生の多様化（目的、学習意欲など）への対応、及び保育現場等のニーズや社会的要請に対応できる人材育成を目指し、学習支援をさらに充実させるように努力している。具体策として、GPAを活用し文章力、コミュニケーション力などの基礎力が不足した学生を対象に、補習等を全教員が協力して行うことを、継続して計画している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

＜根拠資料＞

- 提出資料 1「学生ハンドブック 2017」、2「キャンパスガイド平成 29 年度」、
3「ホームページ」、4「シラバス」、9「学生募集要項（入学願書）2017」
- 備付資料 12「高等学校からの記録」、14「フォローアップアンケートの分析」、
16「実践力確認シート」、20「コミュニケーション力テスト」、
22「23 能力」、24「実習の振り返りシート」、25「実習の評価票」、
28「学習成果の分析」29「卒業生フォローアップアンケート・調査結果」、
42「海外研修の印刷物」、67「各委員会議事録（自己点検・評価）、評価
会」、
- 備付資料－規程 短 4「短大企画本部規程」

【区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

学生には、入学時教務オリエンテーションで、学位授与の方針を明確にするために、卒業の要件（提出-1，p100）、成績評価の基準（S～D）、（提出-1，p27）資格取得の要件（提出-1，p32-33）について詳細な説明を行っている。またクラス担当教員はポータル等を活用し、学生の履修状況や学習成果としての成績評価及び出席の状況、資格取得の見通しなどを把握している。オフィスアワーを活用し、授業についての質問、勉強方法などの相談に応じるなど、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、学則第 25 条に明記されており、「学生ハンドブック 2018」（提出-1，pp10-11）、「ホームページ」（提出-3）、「キャンパスガイド 2018」（提出-2）において具体的に示されている。

本学の学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神に基づいた教育理念によるものである。その目標として、知・情・意・体・技を掲げ、これらをバランスよく兼ね備えた共感性豊かな女性を育成することである。また、教育理念の一つであ

る「社会でも家庭でも自分らしく生きられる女性の育成」という観点から、国際こども教育学科としての必修科目や選択の専門教育科目や教養科目も多く設置している。これらの教養科目によって、学生が社会的・国際的視点を獲得し、視野を広げていくことができるように配慮し、本学のホームページやキャンパスガイド、学生ハンドブックに公表していることから、通用性は図られていると考えられる。

「卒業に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受け入れに関する方針」の3つのポリシーの適切性を確保するための点検評価を行う際に、地域社会や産業界等、学外の参画を得て客観的な視点を取り入れることが求められている。本学では、学外の大学教員、学外の幼稚園園長、学外及び学内の高校教員に意見を聞き、その意見を参考として短大企画本部（備規一短4）の教職員が会議を開催し適正であるかを検討している。外部の教員からの意見聴取は昨年より計画し、今年度の実現した。都内の大学教授からディプロマ・ポリシー、幼稚園園長からはカリキュラム・ポリシー、高校教員からはアドミッション・ポリシーについて意見を聴取している。29年度は評価会（備付-67）において全教職員で3つのポリシーの見直しを行った。また、平成30年度には3つのポリシーの点検・評価にあたり、学生の代表者9名から意見を聴取する機会を設け、学生からの意見を点検・評価の参考にした。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を目指し入学した学生に、2年間でこれらの資格が取得できる教育課程の編成と実施の方針を打ち出し、学則に明確に示している。

本学では、必修科目・選択科目とも、教養科目と専門教育科目を設置し、短期大学士の学位とともに、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格が取得できるようにカリキュラムを編成している。1年次には、多くの必修科目があり、それは理論と実践の基本をしっかりと学べるように教養科目と保育に関する専門科目から構成され、2年次の選択科目は、専門教育科目が多く、深い知識と専門的な技術を習得できるように編成されている。

学年・学期ごとの履修計画は、学生ハンドブックの授業科目一覧やシラバスを参考にしながら学生自身が決定する。また、担任教員も履修科目や単位数の確認など丁寧な指導を行い、学生に合った履修ができるように対応している。その過程で学生が進路の変更を考えた場合には、担任及び各委員会が密接に連携し、学位授与の方針のもと、履修科目の見直しや他の資格取得について相談にのるなど細やかな支援体制をとっている。

カリキュラムマップは、体系的な教育課程を明確にし、学習成果の達成にどのような科目が寄与するかを示したものであり、これを学生が見ることによって授業科目の順序性を理解するとともに教員も自分の科目と他の科目のつながりを理解しながら授業をすることができる。

また、平成 29 年度、本学では未来の“グローバル市民”を育む“乳幼児教育者”の養成を目標として『幼児教育学科』から『国際こども教育学科』に名称を変更した。専攻科に配置されている「保育英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、国際こども教育学科の学生全員が受講できるように編成されている。

これまで選択の教養科目であった「キャリアデザイン」は、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」として、平成 27 年度の 1 年生から必修科目に位置付け、学生のキャリア志向を高めるため、社会的・職業的自立に向けた指導等の充実を図っている。

この他に感性を磨く音楽科目では、保育者に必要なピアノは個人レッスンで学ぶことができ、トーンチャイムやその他の楽器演奏、声楽なども幅広く学べるようになっている。

音楽の基礎的な能力が不足している学生に向けては、少人数編成の「音楽の基礎」を開講し、楽譜の読み方から指導している。

平成 28 年度以降、造形科目は 1 年次科目の「幼児造形」と 2 年次科目の「造形コミュニケーション」に体系化されており各年次の到達目標が明確化されている。

保健体育科目は、1 年次必修の「体育理論」「体育実技」で基礎体力の向上および知識の習得を目指し、2 年次では幼児に向けた内容の「幼児体育」を学ぶように体系付けられている。

実習は、事前の指導が徹底しており、学生は 1 年次の初めから知識を積み重ね、後学期に幼稚園で事前研修として 1 日体験してから、最初の「保育実習Ⅰ（保育所）」に取り組むようになっている。「教育実習」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅱ」もそれぞれ事前の実習指導の授業があり、学生は十分な準備をして実習に取り組めるようにしている。また事後の振り返りを行うことで実習の反省や今後の実習に生かす観点を整理している。

鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属では、幼大連携の一環として、学生が子供理解の

ため各実習を行う前に、5月、8月、10月に一日体験を実施している。

本学の模擬保育室は保育実践の場として授業で有効に活用されている。

国際こども教育学科には、履修区分として「国際こども教育コース」と「こども教育コース」、また専攻科を設けている。平成30年度のカリキュラム・ポリシーとカリキュラムマップを学生ハンドブック（提出-1）に記載している。

本学では適切に授業科目を履修するためにキャップ制を取り入れ、1年間に履修登録できる単位数の上限を55単位としている。

成績評価の基準については学則に明記しており、学生は学生ハンドブックで確認している。平成28年度より、透明性のある成績評価を通じて、学生の能動的学習活動と教員による教育の質向上を図ることを目的として、きめ細かな履修指導を推進しGPA制度を導入した。卒業時の学業成績優秀者の表彰及び各種奨学生の選考の他、一定ポイントに満たない学生に対する注意や、奨学金の継続審査を行うなど、個々の学生の指導に役立てている。それに伴い平成28年度生より、成績評価をこれまでのA・B・C・DからS・A・B・C・Dとし、Aの幅を狭めて特に優秀な学生にSを付けられるようにした。S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下・不合格）である。GPAとして計算する場合には、成績評価S・A・B・C・Dにより与えられる数値GPAは4、3、2、1、0となる。

シラバス（提出-4）には、科目ごとに目標に相応した成績評価の基準を示している。試験、レポート、提出課題、平常点受講態度、実技発表などの点数配分を明記し、厳格に適用している。

シラバスは共通の様式と記入方法により、必要な項目のすべてを明示している。教育目標と関連させた到達目標のほか、15回（あるいは30回）の授業内容、予習復習の内容/時間と履修条件、成績評価の方法・基準、テキスト、参考書等である。平成29年度よりアクティブ・ラーニングの度合いが明示され、学生は学期ごとにシラバスで授業内容を確認している。シラバスは本学のホームページ（提出-3）で公開しており、その作成は、「シラバスの作成の手引き」に従っている。

本学では、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業、通信による教育は行っていない。

教育課程編成における教員の配置は、専任教員・非常勤教員共に適切な人員数を確保し、その科目に対し教員の経歴・業績に基づいた適切な配置を行うよう、きめ細かな指導ができる体制を整えている。

教育課程の見直しについては、カリキュラム変更の項でも記述した通り、常に学生の立場に立ち、学びやすい環境作り、分かりやすい授業内容、意欲的に取り組める実習など、学習成果を考えて短大企画本部が毎年見直しをしている。今後も学位授与の方針に対応した教育課程の点検・見直しをしっかりと行い、より質の高い教育ができるようにしたいと考えている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

教養教育の内容（「日本国憲法」「生活と科学」「幼児教育と情報機器演習」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「言葉の表現」「日本の文化とところ」「幼児教育と英語活動」「音楽の基礎」「徳育倫理」「ボランティア活動」「児童文化」「国際理解」「英語で伝える日本文化」）と実施体制の確立は、学生ハンドブック「科目一覧」（p36-37）に記載の通りである。

教養教育に関する科目のディプロマポリシー（DP）は、学生ハンドブック「カリキュラムマップ」（p42-43）にある通り、関心・意欲、態度に相当するが、これらは実習・実践・研究に関する科目や教育・保育の内容・方法に関する科目などの専門教育にも共通しており、相互に関連していることが明確に示されている。

教養教育の目的は、「職場や地域社会、国際社会で多様な人々と関わるために必要な幅広い教養や基礎的なスキルを身につける」ことである。この教育目的を達成できたかどうかの効果測定・評価については、各科目の成績評価の他に、専門的な能力と一般教養など汎用的な能力を測る 23 能力を用いて測定、評価しており、その結果に基づいてカリキュラム改善を実施している。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

国際こども教育学科（定員 150 名）は履修上の区分としてこども教育コース及び国際こども教育コースから構成されている。DP 及び CP 及びカリキュラムマップは国際こども教育学科として作成されている。さらに専攻科国際こども教育専攻（定員 30 名）がある。

カリキュラムマップに示されている通り、教養科目、専門科目、および、実習は相互に関連し合っている。具体的には、「教育・保育の本質と目的に関する科目」「人間の理解に関する科目」「世界の教育・保育に関する科目」「表現技術・基礎技術に関する科目」「言語に関する科目」「教育・保育の内容・方法に関する科目」「実習・実践・研究に関する科目」「教養に関する科目」を履修することにより、保育者を養成する体制を整えている。このように、学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確である。

なお、本学での専門教育、教養教育、実習は、以下のように編成している。

専門教育：

本学は国際こども教育学科のみの単科の短期大学であり、2年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を目指すため専門教育科目のすべてが職業教育に直結している。本学で開講している専門教育科目は、文部科学省、厚生労働省の教育課程の認定を受けて開講しており、免許・資格取得のための必修または選択必修で構成されている。専門教育科目の一部には選択科目となっているが、保育や社会生活において役立ち、就職の際に強みともなりうる科目であるため、多くの学生が履修している。

教養教育：

卒業必修としての教養科目には、「日本国憲法」、「生活と科学」、「幼児教育と情報機器演習」、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」を設けている。これらの科目は職業又は昨今社会情勢の中で実生活に必要な基礎知識である。「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」では、2年間を通して、職業の理解、選択、就職活動などにつながる実質的な内容で組み立てられている。幼稚園、保育園、施設に就職した卒業生による講演、コミュニケーションカテストの実施と振り返り、自己を見出しPRする方法、救命救急講座、マナー講座、企画力、就職試験模擬面接などを行っている。

選択教養科目：

豊かな人間性をもつ幼児教育者や社会人を育成する内容となっており、学生は興味のある科目を選択している。

実習：

就職活動にあまり積極的でない学生の中には、自分の能力に自信の持てない学生もいる。また就職後短期間で退職、転職する卒業生も少数だがいる。そのような学生を含め保育者を目指す学生にとって、入学後早期に現場の空気を感じながら子ども達と触れ合う体験は、子ども理解を深めたり、本学のカリキュラムを理解したりする上で重要であると考えられる。そこで、平成29年度1年生を対象に、10月に附属幼稚園での自由遊びなどの体験を行った。さらに平成30年度は5月、8月、10月の3回に渡って保育体験実習を実施した。特に10月の保育体験では、手遊びなど子どもの前で実演する経験をしており、学生からは“現場で必要な基礎的な保育技術の習得やコミュニケーションの重要性を肌で感じた”などの感想が多かった。このように早期に、できるだけ数多くの実習体験を積むことによる教育的効果は大きく、2月の本実習では脱落者を一人も出すことなく実習を終えている。また、6月には川崎市の保育施設3ヶ園ずつ見学するツアーを行うなど、本実習に向けた現場経験を実施した。このように入学後早期から職業教育を取り入れ、充実させている。

職業教育の典型的な科目としてキャリア教育がある。この科目は、建学の精神、教育理念を体現した教養科目という位置づけになる。「キャリア」とは、単なる職歴・経歴だけではなく、仕事を通じて実現できる生活やライフイベントなどを含んだ、生涯にわたるライフスタイルのプロセスを指す。自らの人生において、どんなプロセスを描き、何を実現したいかを明確にするのがキャリアデザインの役割となる。授業「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」は、短大生活スタートアップ、キャリア・プラン

ニング、社会人基礎力アップ、就職活動の4つのシリーズで編成されている。1年生対象の「キャリアデザインⅠ」では、初年次教育として短大生活へのスムーズな移行を促し、どのようなキャリアを描くのか、卒業生の講演なども取り入れながら、キャリアイメージを膨らませていく。「キャリアデザインⅡ」の科目は、「キャリアデザインⅠ」に続き、建学の精神、教育理念を具現化した教養科目という位置づけになる。2年生対象の「キャリアデザインⅡ」では社会人基礎力アップと就職活動シリーズが中心となる。この授業で学んだことは、ポートフォリオにまとめ、振り返りを行うことによって、自身の学習成果を把握できるようになっている。

国際こども教育コースにおいては、1年生は「海外フィールドワークⅠ」として10日間の日程でカナダを訪問し、バンクーバー市内での体験学習を中心に、本学協定校である **Sprott Shaw College** (以下 **SSC**) 見学、また保育関連施設見学やアクティビティを通して、異文化における乳幼児教育を学んだ(備付-44)。平成29年度は専攻科生がカナダ、バンクーバー市近隣において35日間の日程で「多文化保育実習」を行った。内容は上記「海外フィールドワーク」の内容に加え、**SSC**の科目“**ECE180**”(乳幼児健康・安全・栄養学)を履修し、受講生6名全員が**SSC**の単位認定を受け、カナダブリティッシュコロンビア州のアシスタント保育士資格を取得した。(提出-2)また、1、2年生対象の「海外フィールドワークⅡ」では4週間ニュージーランドティマル市にホームステイ滞在し、本学協定校である **ARA Institute of Canterbury** にて語学と保育関連施設見学などのアクティビティを通して、ニュージーランドの文化や乳幼児教育を学んだ。今年度専攻科生は0名だったため、専攻科プログラムは実施していないが、今後に向けて、海外プログラムをより充実させるため、英語の語学力向上を図りたい。

職業教育の効果は、学生が学期ごとに作成し担任と振り返り面接を行う履修カルテ面談、学生の就職状況、23能力調査、就職先アンケート、卒業生フォローアップアンケートにより測定している。

23能力調査とは、短大での学習によって、保育者として必要な能力がどの程度獲得できたかを学生が縦断的に自己評価するものである。その分析結果は表のとおりである。Ⅰは2017/4/1で短大での学習開始前の自己評価である。Ⅱは2017/12/20でほぼ短大1年生を終えようとしている時期の自己評価である。Ⅲは2年生になって、幼稚園の教育実習終了後の自己評価(5非常に身についた、4やや身についた、3ふつう、2あまり身につかなかった、1全く身につかなかった)である。

明らかに学年を積み重ねて能力が向上し、5件法の中央値にあたる3「ふつう」を超えた項目は次の通りである。「チャレンジ精神」「保育に関する情報の理解力」「論理的思考力」「伝える力・表現力」「自分の将来を考える力」「情報の収集・整理・読解力」「自学・自習力」「専門基礎知識」「幅広い教養と常識」「パソコン利用・資料作成力」「ピアノ伴奏力」がある。

一方3「ふつう」未満の項目は「基礎英語力」「論理的文章力」「自信・自己肯定感」「問題解決力」「リーダーシップ力」「地域貢献」がある。

これらの結果を踏まえて、国際こども教育学科の名にふさわしいDP、CPの構築が求められ、カリキュラムの改善も含めて検討している。

就職先アンケートは、「保育者養成短期大学卒業生に求められる学習成果の分析～平

成 27 年度生のフォローアップアンケートと在学生へのフィードバックから～」（備付-14）、「保育者養成短期大学卒業生に求められる学習成果の分析～平成 27 年度生の就職先アンケートから～」（備付-28）として、本学紀要にまとめた。

23 能力調査

	I	II	III	群間の有意差	多重比較 ¹⁾
	2017/4/1平均 値(標準偏差)	2017/12/20平均 値(標準偏差)	2018/7/1平均 値(標準偏差)		
1Mチャレンジ精神	3.15(0.979)	3.17(0.893)	3.46(0.706)	F(2, 282)=3.13, p<0.05)	III>I
2M基礎英語力	2.04(1.073)	2.27(1.018)	2.38(0.902)	F(2, 282)=2.87, n. s.	
3M保育に関する情報の理解力	2.40(0.991)	3.15(0.787)	3.51(0.681)	F(2, 282)=42.258, p<0.001	III>II>I
4M論理的思考力	2.71(0.926)	2.88(0.848)	3.15(0.771)	F(2, 282)=5.902, p<0.01	III>I
5M計画行動力	2.93(0.984)	2.84(0.854)	3.07(0.881)	F(2, 282)=1.334, n. s.	
6M伝える力・表現力	2.71(1.008)	2.84(0.966)	3.11(0.959)	F(2, 282)=3.626, p<0.05	III>I
7M自分の将来を考える力	3.11(1.134)	3.16(0.994)	3.57(0.923)	F(2, 282)=5.073, p<0.01	III>II, III>I
8M論理的文章力	2.49(0.900)	2.56(0.906)	2.65(0.883)	F(2, 282)=0.686, n. s.	
9M自信・自己肯定感	2.67(0.934)	2.53(1.024)	2.89(0.959)	F(2, 282)=3.016, p<n. s.	
10M粘り強さ・持続力・集中力	3.08(1.100)	3.04(0.957)	3.32(1.035)	F(2, 282)=1.803, n. s.	
11M情報の収集・整理・読解力	2.88(0.902)	2.80(0.892)	3.14(0.782)	F(2, 282)=3.392, p<0.05	III>II
12M自己把握力・自己理解力	3.01(0.854)	2.82(0.761)	3.12(0.921)	F(2, 282)=2.932, n. s.	
13M問題解決力	2.79(0.924)	2.72(0.973)	2.92(0.790)	F(2, 282)=1.087, n. s.	
14M協調心・協働力	3.33(0.990)	3.09(1.011)	3.38(0.823)	F(2, 282)=2.413, n. s.	
15Mリーディング力	2.47(1.098)	2.31(0.996)	2.61(0.934)	F(2, 282)=1.799, n. s.	
16M自学・自習力	2.81(0.964)	2.65(0.799)	3.09(0.894)	F(2, 282)=5.381, p<0.01	III>II
17M異文化理解・尊重	3.22(0.927)	2.96(0.947)	3.16(0.892)	F(2, 282)=2.259, n. s.	
18M地域貢献	3.04(1.03)	2.9(0.886)	2.99(0.749)	F(2, 282)=0.595, n. s.	
19M専門基礎知識	2.19(1.018)	2.56(0.811)	3.23(0.837)	F(2, 282)=29.681, p<0.001	III>II>I
20M幅広い教養と常識	2.69(0.968)	2.70(0.749)	3.05(0.809)	F(2, 282)=4.902, p<0.01	III>II, III>I
21Mパソコン利用・資料作成力	2.50(1.178)	2.69(1.094)	3.15(0.989)	F(2, 282)=7.849, p<0.001	III>II, III>I
22M愛と奉仕	3.63(1.058)	3.40(0.989)	3.68(0.846)	F(2, 282)=2.004, n. s.	
23Mピアノ伴奏力	2.14(1.272)	2.30(1.102)	3.11(1.256)	F(2, 282)=15.251, p<0.001	III>II, III>I

1) DunnettのT3

【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。

- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

受験生に対して入学者受入れの方針を「学生募集要項」（提出-9）「キャンパスガイド」（提出-2）に明確に示している。

入学者受入れの方針は、例えば【知識・理解】高校卒業までの国語や体育、図工、音楽などの基礎学力を有している、【思考・判断】自分の役割などが理解できる、【技能・表現】自分の考えを正しい言葉使いで表現できる、【関心・意欲】では子供の育ちに積極的にかかわることができる、【態度】では愛情をもって子どもとかわることができるなどの評価を明確に示している。

入学者受け入れの方針は、入試広報委員会のもとに作成した学生募集要項（提出-9）に掲載しているほか短大ホームページでも教育理念、建学の精神とともに学位授与の方針、教育課程・実施の方針とあわせて、3つのポリシーとして明記している。またオープンキャンパスにおいても受験生に説明している。

平成30年度生入試の募集は以下の通りである。

【入学試験の種類と選考方法】

国際こども教育学科

区分	募集人員	選考方法
A0入試（専願）	55名	面談 書類審査
特待奨学生AO入試（専願）	20名	小論文 面談 自己アピール 書類審査
社会人特別入試（専願）	20名	面接 書類審査
留学生特別入試（専願）	5名	面接 書類審査
指定校推薦入試（専願）	30名	面接 書類審査
一般入試（併願可）	20名	作文 面接 書類審査

専攻科 国際こども教育専攻

専攻科入試	30名	面接 書類審査
-------	-----	---------

本学では、多様な入試制度を設定している。入試区分・入試日程・選抜方法等は入試委員会において審議し、教授会を経て決定している。入試選抜については公正かつ正確を期すために、面談・面接では二人の教員が担当し、入試判定に関しては入試選考委員会で判定会議を行い、厳正に実施している。入試の事務は入試広報室職員が行っている。平成30年度生の入試区分は、AO入試方式、特待奨学生AO入試、社会人特別入試、留学生特別入試、指定校推薦入試、一般入試の6区分である。このような入学者選抜の方法は入学者受け入れの方針に対応している。

高大接続の観点としての多様な選抜について「学力の3要素」との関連性を、「知識・技能」はワークシート、書類審査、作文・小論文で、「思考力・判断力・表現力」は、

面談、グループ活動、作文・小論文で、「主体性・多様性・協働性」は、グループ活動、自己アピールなどの選考基準を設定して公正かつ適正に実施している。

授業料その他入学に必要な経費は、募集要項及びキャンパスガイドに明記している。平成 29 年度に入試広報室（アドミッション・オフィス）を整備し、アドミッションオフィサーを新たに任命した。受験の問い合わせに対しては、入試広報室が窓口となり、年間を通して資料請求・学校見学・個別相談に応じている。特待奨学生 AO 入試や AO 入試など入試方法は多様であるが、それぞれの説明とともに受験生からの問い合わせや質問に全ての教職員が適切に対応している。

入学試験についても、入試広報室が窓口となり、提出書類の対応、検定料の振込方法や受験時の交通手段などを適切に案内している。入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。平成 29 年度はわせがく高等学校を訪問し、高校の教員から本学の受入れの方針について面談方式で意見の聴取を行い、定期的に点検している。（備付-12）

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

シラバスには、学習の概要および到達目標となる具体的な学習成果を明記し、学生にとって到達可能な内容となっている。半期、または 1 年という期間で成果が得られるように設定されたもので、建学の精神に基づいている。さらに CP に基づいたものとして実習に関する事前・事後学習をはじめ、保育や幼児教育の現場で活用できる知識を踏まえた講義・演習を行い、学習成果に具体性があると考えている。

また、学習成果の査定は、成績評価や資格取得の他、社会や職場（保育の現場）で必要とされるコミュニケーション力について、外部テストである「コミュニケーション力テスト」（備付-20）を用いて 1 年次と 2 年次に調査を行い、在学中にどれくらい向上したのかを具体的に可視化できるようにしている。その結果については、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」の授業内で学生にフィードバックするとともに、学生自身が達成できたことや今後の課題などを確認し、学習成果の自己認識を深められるように指導している。

平成 28 年度から、学習成果として保育者に求められる資質能力がどれくらい身についたのかを数量的に把握するための尺度（23 能力）を作成し、入学前・1 年次修了時・卒業前・就職後の 4 回に渡り実施している。その結果を、学習成果を高めるためのカリキュラム改革や授業改善に役立てようとしている。

成績評価による学習成果は、筆記試験や実技試験、レポートなどにより数値的に測定が可能であり、S～D の評価をして学生にフィードバックしている。

以上ことから、本学生の学習成果は一定期間内で獲得可能であり、測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学生の学習成果の獲得状況を把握するため、各委員会で以下の調査、アンケートを実施し、測定している。主なものを下記に示した。

① 教務委員会

i 学修に関するアンケート

実施部門:教務委員会 目的:学生の学習態度

実施時期:1・2 年次の9月

ii 授業評価アンケート(備付-41)

実施部門:教務委員会 目的:学生による教員や授業の評価

実施時期:1・2 年次の毎期末

iii 履修カルテ(備付-17)

実施部門:教務委員会及び「保育・教職実践演習」授業担当者

目的:教職課程科目の学ぶ内容の理解と履修状況の自己評価と教員評価をおこなう。さらに教職に就く際に必要な資質能力の指標を基に、到達度を自己評価、教員評価により総合的に身につけていく。

実施時期:每学期末(1・2年次)

② 学生支援委員会

i コミュニケーション力 テスト(外部テスト)

実施部門:「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」授業担当者

目的:学生のコミュニケーション力の測定

実施時期:1 年次 4月 2 年次 11月

ii 卒業生フォローアップ アンケート

実施部門:学生支援委員会

目的:卒業後の保育者としての能力 卒業後の約1年後(1月)

iii 就職先アンケート(備付-27)

実施部門:学生支援委員会 目的:就職先での保育者としての能力

実施時期:卒業から8ヶ月後(12月)

③ 実習センター

i 実習の振り返りシート(学生記入)

実施部門:実習センター 目的:実習の自己評価 実施時期:毎実習後

ii 実習の評価票

実施部門:実習センター 目的:実習の評価 実施時期:毎実習後

④ IRセンター

i 「23 能力」

実施部門:IRセンター 目的:保育者としての資質・能力の測定

実施時期:入学直後、1年次修了時、2年次修了時、卒業1年後

本学は学習ポータルシステムを導入しており、学生の学習成果の量的データを全教員が閲覧可能である。具体的には GPA、履修状況、単位取得状況などのデータを活用しながら、定期的に学生とクラス担任との個別面談の機会を設けている。単位取得状況と GPA に関しては担任面談と合わせて、学期毎に開催している教務オリエンテーションでも履修指導をおこなっている。また、欠席が多い、GPA が低い、単位取得状況が悪い等、“気になる学生”に関しては、教務委員会と担任が中心になり、個別に指導、面談をおこない、必要な場合は、全教職員の話し合いの場である学科会にて情報共有を図っている。欠席が多く単位取得が危うい科目がある場合は、教務委員会から学生と保証人宛に当該科目の欠席状況を書面にて通知し、保護者と連携を図っている。

入試広報委員会では、入試種別毎の入学後から卒業までの GPA 分布、卒業時の免許・資格取得率、学位取得率、退学・除籍率等のデータを参考に、入試制度改革をおこなっている。教育実習、保育実習に関しては実習参加基準を設け、単位履修状況、GPA の数値を基に、実習センターで実習参加の可否を決定しており、基準に満たない学生がいる場合は、補講をするなどの支援をおこなっている。

学生支援委員会では進路と就職状況を個別に調査し、就職先の分布や就職率を割り出し、前年度との比較・分析をおこなっている。結果については、学科会、教授会にて報告され、全教職員が把握できるようになっている。また奨学金制度では、毎学期のGPAが最上位の学生に「卓越した学生」として奨学金が授与されている。2年間を通しGPAが最上位の学生は卒業時に表彰をおこなっている。

卒業時には単位取得率、学位取得率、免許・資格取得率を教務委員会が取りまとめ、教授会で報告されている。これらのデータは前年度との比較をおこないながら、今後の指導体制の改善、カリキュラム改革等に活用されている。

質的データの測定としては、各種アンケートを実施している。教務委員会では「学修に関するアンケート」をおこない、学生の自己評価による事前・事後学習等の把握をしている。「履修カルテ」では学生の自己評価の他に面談による教員評価を加え、学習成果の獲得状況の把握と指導に努めている。「授業評価アンケート」では学生が教員や授業の評価をおこない、その集計結果は授業担当教員に開示される。教員にはフィードバックの提出を求め、授業内容の改善に役立てている。

学生支援委員会では外部の標準化されたテストを活用し、学習成果の調査・測定(アセスメント・テスト)を目的に、旺文社の「コミュニケーション力テスト」を1年次と2年次に実施している。このテストで保育者の資質として重要視されるコミュニケーション力を定期的に測定し、個々の学生の特性や課題、教員が学生を指導する際に留意する点を明確化している。「卒業生のフォローアップアンケート」では短大で学んだ中で身についた能力と現在の仕事との関連性、短大在学中に特に学んでおくべきこと等、卒業生の意見を集計し、学生指導やキャリアデザインの授業内容の参考としている。

雇用者への調査としては「就職先アンケート」をおこなっている。このアンケートでは卒業生の勤務状況の把握や保育現場でのニーズに即した人材とはどのような人物か、就職する前に特に身に付けておいて欲しい能力などを明らかにしている。「卒業生のフォローアップアンケート」と「就職先アンケート」の両者の集計・分析結果から、本学の学生が特に身に付けるべき力は「文章力」であり、今後の教育改善、学生指導の課題となっている。

実習センターでは「実習の振り返りシート」にて、学生の実習の際の自己評価をおこない、「実習の評価票」にて学生の実習評価を測定している。実習後は評価票を基に、評価票面接をおこない、実習の振り返りと今後の課題の明確化を図っている。

IR センターでは、「23能力」を定期的実施し、保育者としての資質・能力の測定、分析をおこなっている。入学直後、1年次修了時、卒業時、卒業後1年後に測定することにより、どの段階において、具体的にどのような資質・能力が向上したかの把握と分析をおこなっている。「23能力」の実施により、数値による短大での学び全体の詳細な測定と可視化が可能になった。分析結果はカリキュラム改革や指導体制の改善に役立てている。今後も継続的に調査をおこない、今後はディプロマポリシーの検証やルーブリック評価の導入等に役立てたいと考えている。

現在のところ本学では学生の学習時間・学習実態、授業評価結果、学習成果資格取得等実績、就職等進路にかかる実績は学内のみの公表であり、本学の Web サイトや大学ポートレート等では公表されていない。ただし、「卒業生アンケート」「23能力」「就職先アンケート」「教育実習の評価アンケート」に関しては、集計・分析、研究結果を紀要に掲載し、本学の Web サイト上で公開している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の就職先からの評価について、毎年「就職先アンケート」を実施している。「平成 29 年度卒業生」とは平成 27 年 4 月に入学し平成 29 年 3 月に卒業後、就職して約 8 ヶ月を経ての調査である。

就職先から本学卒業生の勤務状況の項目について調査した。その内容は 1.子ども(利用者)との関わり 2.保護者(家族)との関わり 3.職員間の人間関係 4.指導計画立案 5.教材の工夫 6.実践的能力 7.勤務態度 8.事務処理である。得られた回答について因子分析を行った。因子Ⅰは「事務処理」「指導計画立案」「教材の工夫」から構成される「専門知識・技能」、因子Ⅱは「子どもとの関わり」「保護者との関わり」「実践的能力」から構成される「コミュニケーション能力」、因子Ⅲは「職員間の人間関係」「勤務態度」から構成される「協調性」である。これらの得点は「協調性」>「コミュニケーション能力」>「専門知識・技能」であり、クラスタ分析によって、3つのクラスタ(=似た特徴をもつ集団)を得た。「専門知識・技能」得点に注目すると clus3(n=6)の平均値 3.22、clus2(n=17)の平均値 3.02、clus1(n=16)の平均値 2.07 であり、clus3>clus1, clus2>clus1 のように有意差が見られた。clus1(15名)は全回答数の4割を占めているが、就職先から「専門知識・技能」が「あまりできていない」と評価されていた。「専門知識・技能」とは「指導計画立案」「教材の工夫」などが含まれて

いるが、現行のカリキュラムでは十分に学習成果を獲得することができない結果となった。

また、clus1の「専門知識・技能」は「指導計画立案」、「事務処理」、「教材の工夫」の前2者に注目した就職先からの自由記述の分析では本学卒業生の「文章力」の弱さを示す結果となっていた。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

A-1: 教務オリエンテーションを年2回以上実施し、学生には教育課程や学習成果の確認を行っている。学習成果は学生が自らその状況を把握することで、保育者としての資質・能力の向上につなげなければならない。しかしながら、学生の中には学習成果が上がらず、自身の状況を認識できない者も存在しており、下記項目について検討している。

- ① 入学者の学力差があることについて、適切な対応を考えていくことは喫緊の課題である。特に、文章力やパソコン技能、ピアノ習得については個人差が大きいため、「文章表現法」、「幼児教育と情報機器演習」、「幼児音楽」などの科目について、能力別のクラスを設定し、個々の能力に応じた授業が効果的だと考える。また、「幼児音楽入門（ピアノ）」として補習的位置づけの授業を設けたり、さらには附属高校で、「保育者入門」等の科目で保育の全体的なことについて本学の教員が補習的授業（出張講座）を行ったりするなど、大学での学習成果を上げる方法を検討している。
- ② 科目のナンバリングの整備等を検討する。

A-4: 課題として、就職活動にあまり積極的でない学生の中には、自分の能力に自信の持てない学生もいる。また就職後短期間で退職、転職する卒業生も少ないがいる。対応策の一つとして、担任との相互理解の機会を多く設けることにより、担任は学生の状況を把握し、よりきめ細かい対応やアドバイスができる体制を整えていく。学生が日々の小さな悩みや違和感を早期に担任に相談することにより、就職を肯定的に捉えたり、職業選択や就職先決定のミスマッチを防いだりできるよう取り組みを強化していく。

A-5: 本学ではホームページやオープンキャンパスなどにおいて入学者受け入れの方針を明確に示している。しかし、この方針を単に示すだけでは不十分であり、入学志望者や保護者、高校教諭の真の理解を得ることが課題である。現在、オープンキャンパスでは希望者のみに個別相談・入試相談を行っているが、参加者全員に対して教職員が個別に説明したり質問を受けたりすることで、個人の理解をより深められるようオープンキャンパスの充実を図っていく。また、高校教諭を対象に年1回説明会を行っているが、参加された高校教諭から本学の理解が深まったとの感想を得ている(資料)。今後、このよう機会をより充実させ、参加高校を増やしていくことが課題である。

A-6: 授業における学習成果をさらに具体的に測定するためのルーブリックやポートフォリオについての取り組みを始めている。この取り組みは、評価基準のガイドラインを作成し具体的な学習成果につなげていくことであるが、すべての授業において実施し徹底することが課題である。ルーブリックやポートフォリオの実施にあたっては、

学習成果の測定のために多様な評価項目を通じて厳正かつ適正な評価を行うことが前提となる。試験やレポートの内容、学習への意欲など、どのように学習成果として評価し単位認定しているのか、あらかじめ設定して明らかにしていることが求められる。そのための評価方法として、ルーブリックを用いたパフォーマンス評価が有効であると考えられる。パフォーマンス評価は、評価指標（到達目標）とそれに即した評価基準のマトリクスを学生に示し、達成基準を明確にする。その基準に従って、レポート、プレゼンテーション、グループ学習などの評価に活用することが必要である。

また保育の現場で求められる“コミュニケーションカテスト”（前述）のフィードバックと学生自身の課題認識、“履修カルテ”による主要科目の理解度確認、学習成果として保育者に求められる資質能力の数量的尺度となる“23能力”についての学習成果の測定と自己評価について、これらの結果をカリキュラム改革や授業改善において、体系的に生かすことが課題となっている。

A-8：就職先による卒業生の評価では「専門知識・技能」の「指導計画立案」「教材の工夫」に関する学習成果獲得が充分ではなかった。またその自由記述分析では本学卒業生の「文章力」の弱さが指摘されているが、これらは現行のカリキュラムでは充分対応できないと考えられる。平成31年度から各大学等で新課程が開始され、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」が創設されることになった。それは「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」が領域別に設けられることから、現行よりも充実した「専門知識・技能」の獲得及び文章力向上が期待される。しかし、学習効果を向上させるためには、いかに個別の学生に丁寧なフィードバックができるかであり、その方法を探りながら実践していくことが課題である。特に文章力向上に関してはキャリアデザインの授業などで、システムティックな学習や能力別学習、個別に対応した指導を行うなどが提案されている。

アンケートの回収率を上げることも課題である。平成29年度の「卒業生フォローアップアンケート」の回収率は25%、「就職先アンケート」の回収率は52%であった。回収率が低いと信頼性の高いデータが得られないので、WEB回答等の工夫をし回収率の向上に努めたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 4「シラバス」

備付資料 17「履修カルテ」、30「入学のご案内」、31「入学前課題」、
32「ピアノ事前学習のお知らせ」、33「オリエンテーション資料」、
34「就職指導アンケート」、35「奨学金に関する書類」、
37「就活登録カード」、

41「授業評価アンケート・集計結果」、42「海外研修の印刷物」
備付資料－規程 法 67「文書管理規程」、短 9「学生支援委員会規程」

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は学位授与の方針に従い、学習成果が達成できるよう責任を持って職務を遂行している。学習成果は、シラバス（提出-4）に示された到達目標に基づく「評価方法および評価基準」によってその獲得状況が評価されている。

教員は学習成果の獲得状況を適切に把握している。具体的には成績評価をポータルサイトで随時確認できるほか、学期ごとに一覧表でも把握できるようになっている。

また、学生の教職課程履修カルテ（備付-17）は教務事務室に保管されており、どの教員も各学生の学習状況を把握することができる。

教員は学生による授業評価（備付-41）を学期ごとに受けており、その集計結果は教科担当教員に通知されている。教員による感想、反省、改善策等のフィードバックはまとめて教務事務室に保管しており、他の教員も見ることができるため、他授業の良い点などを自身の授業改善に役立てるなど活用している。

教員は、授業内容について授業担当者間で情報を交換し意思の疎通を図っている。専任教員と非常勤教員は3月に開催される講師連絡会において、情報の共有と授業内容の調整を行っている。特にキャリアデザインの授業、実習指導関連の授業、ボランティアの授業等、複数の教員で担当している教科においては、教育内容・授業方法について綿密な話し合いを行い、意思の疎通、協力・調整を図っている。

教員は、学生の成績評価や教職課程履修カルテ、面談を通して教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。また、履修指導から単位の習得、出席状況の確認に至るまで、クラス担任を中心に学習成果の達成と卒業に向けた支援を行っている。特に、欠席数の多い学生についてはクラス担任がポータルサイトを確認し、迅速に指導を行うようにしているが、取りこぼしのないよう教務課でも学生の欠席数についてリストアップするなどサポート・協力体制を整えている。また、特に1年次は少人数クラスのため、学生とクラス担任とは意思の疎通が常に図られており、クラス担任は授業の感想や意見を学生から聞きながら、履修及び卒業に至るまでの指導を行っている。

事務職員は、学生の入学から卒業に至るまで、学習成果の達成に向けて支援している。成績評価は教務課において集中管理され、教務委員会では教育目的・目標に沿った学習成果が向上しているかを教員と共に確認している。教務課職員は、個々の学生の資格取得の状況および出席状況・単位取得状況など学習成果の獲得に関する状況を把握しており、学生と教員の要請に応じていつでも資料提供と説明・指導ができる体制にある。教務課職員は、実習成果に関しては実習センター職員と、また、授業料や諸費用納入に関しては会計担当職員と、就職書類に関しては学生支援室職員と連携がとれており、全事務職員が学習成果の達成に責任を果たしている。実習センターでは実習全般についての指導を行っている。学生支援室職員は奨学金などの経済的支援、健康管理に関する支援、就職支援などを行っている。就職に関しては、幼稚園・保育所・施設への就職の個別面談・個別指導を行い、その他の就職を希望する学生のためにはハローワークと連携して指導を行っている。その他、介護初任者研修などの資格取得支援の紹介も行っている。また、学生の悩みに関しては学生支援の一環として、学生相談室の窓口となっている。

学生の成績評価については規程（備規-法 67）に基づき、教務事務室で永久保存することになっている。

学習成果獲得のための施設設備及び技術的資源の活用は、主に図書館やコンピュータ関係の教職員が担当している。図書館職員は2名が常駐し、学生の学習向上のための支援が行える体制を整えている。図書館では授業や実習で利用される保育・福祉関連の資料を中心に、学習支援の場として資料の充実を図っている。また情報検索のためのパソコンやCD・DVD視聴機を整備しているほか、2017年度よりオンラインデー

データベース「ヨミダス文書館」と契約するなど、学習支援のための環境づくりを行っている。特に、2019年2月には図書館システムを変更したため、資料が検索しやすくなったほか、My Libraryからは資料の予約や延長の手続きができるようになるなど、利便性が大幅に向上した。利用教育については、入学時にクラスごとに図書館ガイダンスを実施し、利用方法の説明と情報検索の方法等の指導を行うなど、教科担当教員との連携をはかりながら学生の学習成果向上を目指している。一例をあげれば、「保育内容（言葉）」の授業の課題である絵本カード作成や読み聞かせのための絵本検索など、授業における図書館利用は活発である。また、各実習前には、通常期間より5冊多く貸し出しをするなど実習準備のための支援を柔軟に行っている。

学内においてパソコン機器は授業の準備や学務における様々な資料の作成に役立てられている。非常勤教員は、講師室に設置されたパソコンを利用することができる。学生が授業において使用するパソコンは、パソコン教室に43台のデスクトップ型パソコン、アクティブ・ラーニング教室に44台のノートパソコンが設置されている。またラーニングcommonsには9台のデスクトップ型とノート型パソコンが設置されており、教職員は学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

パソコン教室内には有線LANが敷設されている。さらに、アクティブ・ラーニング教室には無線LANが整備されているほか、学内にアクセスポイントを設置し、各教室でインターネット回線の利用が可能となっている。この他にもラーニングcommonsには学生が自由に利用できるパソコンを設置しており、レポート作成や就職活動の際にも利用されている。教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学時に必要な書類の提出や調査事項および新学期の予定表、学生生活に必要な情報を、事前にプリント、冊子（備付-31）として配付している。さらに、入学予定者に対する入学前教育（備付-32）を実施しており、保育者として必要な知識・技能の習得がスムーズになされるよう配慮している。

入学前教育として事前学習を課している。内容は読書課題「これだけは身につけたい新・保育者の常識 67」、漢字ドリル「ことば」の学習、英語（文法・英作）とピアノレッスン（備付-33）である。学生はこれらの課題を入学後の教務オリエンテーション時に提出する。さらに授業ではその定着度をはかるために小テストを継続的に受けている。音楽担当教員は、個人指導によるピアノレッスン（2月・3月に2回）で、入学後の練習方法などアドバイスを与えている。その結果、新入生のピアノに対する不安が軽減されている。

この他、学生生活についての情報は、新入生オリエンテーション（備付-34）等で伝えている。

新入生オリエンテーション（2月）では、学習意欲を高め、生活面でも充実した短期大学生生活を送ることができるように、情報を提供し意識づけを行っている。

保護者説明会（入学式当日）では、保護者対象に建学の精神や教育方針を説明し、さらに「学習について」、「実習について」、「学生生活に関して」の注意事項を伝えて、学生と情報を共有している。

教務オリエンテーション（4月）では、学生ハンドブックを用いてカリキュラム構成、各科目の授業概要および単位取得までの流れを説明している。1年次はほとんどが必修科目であるが、卒業や免許・資格に関する科目であることを意識させるようにしている。教務オリエンテーションは年に複数回実施し、試験の受け方や2年次に向けての選択科目調査など、その時期において学生に周知徹底させるための説明や学習の動機づけを行っている。

ホームルームでは、クラス担任が学生生活のためのオリエンテーションを行っている。

2年次の初めには、1年次の成績をもとにそれぞれの進路と資格取得に合わせた教務オリエンテーションを実施し、卒業までの学習の取り組み方や免許・資格取得に必要な科目に履修ミスがないよう、特に選択科目の履修方法や再履修科目のための手続きについて説明をしている。さらに、引き続き行われるホームルームで、クラス担任が履修科目の確認をするとともに、学習成果が向上するようにきめ細かな指導を行っている。

学習支援のための印刷物としては、学生ハンドブック（ウェブシラバス<https://www.tsurukawatandai.ac.jp/about_us/syllabus.html>を含む）を毎年発行して全学生に配付し、教務オリエンテーションや各授業内で活用している。

補習授業という位置づけでの組織的な学習支援は行っていないが、1年次前学期に「音楽の基礎」という科目を開講し、音楽に苦手意識を持つ学生に対して、楽譜を読む・書く・歌う・弾くという基礎的な内容を指導している。再履修となった「幼児音楽」

の科目については、特別に時間割を組み、再履修者だけの授業を行っている。

本学ではクラス担任制をとっており、クラス担任が履修科目の指導をはじめ、授業への出席状況が芳しくない等、学習上の悩みを抱えている学生に対して、指導、助言ができるようにしている。出席状況については、ある一定の水準を満たしていない場合、保護者に書面で通知をすることにより、家庭と連携して指導するようにしている。

2008年度に、学生生活カウンセリング委員会を設置していたが、2016年度は学生相談室として、スクールカウンセラー（非常勤教員）が、学習や生活上の課題及び精神的な不適應を抱えている学生のカウンセリングを行っている。専任教員と窓口である学生支援室が定期的に対応できる体制をとっている。

2014年度から専任教員一人ひとりに大学より携帯電話を貸与している。学生及び日中は連絡が取りにくい保護者に電話連絡の上、家庭と大学が連携して学生支援を行っている。

本学では通信制による教育を行っていない。

学習の進度の早い学生や優秀な学生に対しては、発表の機会があり能力に応じた支援をしている。例えば「幼児音楽」「音楽（器楽）」「音楽（声楽）」では、文化祭において「音楽研究発表」を行い、ピアノ独奏・連弾、合唱や管弦楽の伴奏、トーンチャイムの演奏の機会がある。また、「実習指導」の授業においても、優秀な学生に実習の体験談を発表する機会を設けている。これは発表する学生にとっても、それを聞く学生にとっても、良い刺激となっている。

また本学ではスキルアップのための資格取得の勧奨をしており、「パソコン検定」や「保育英検」「TOEIC」の合格者には、授業単位の認定を行っている。

2017年度から国際こども教育学科へと名称変更をし、新学科に2つのコース「こども教育コース」、「国際こども教育コース」を設置した。そして、国際こども教育コースにおいては、2017年に1年次で1週間程度の留学と3年次（専攻科）で5週間程度の留学を実施した（備付-44）。専攻科の学生は、カナダ・バンクーバーにてブリティッシュ・コロンビア州のアシスタント保育士資格を取得した。国際こども教育コースでは海外の保育士資格取得を目指す学生のために、語学力習得の様々な取り組みを行っている。2018年後期より、短大の授業科目とは別に、英国の Stonebridge College の通信教育のコースである Child Care Diploma Course の学習をスタートさせた。Reading、Writing に必須となる文法を中心に指導を受けるもので修了時にはディプロマを取得できる。初年度は9名の学生が履修をスタートさせている。

留学生の受け入れは必要に応じて留学生特別入試の枠で行っており、2016年度には留学生1名が入学し2018年3月に卒業した。

学業成績や23能力、履修カルテ面談など学生の学習成果獲得状況について、教員は学期ごとに確認し、成果の振るわない学生に対して放課後に補習を行ったり、文章表現法や英語、ピアノ、情報機器演習などの科目において学修成果別の少人数授業を実施したりするなど、学習支援の様々な方策を実行している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行ってい

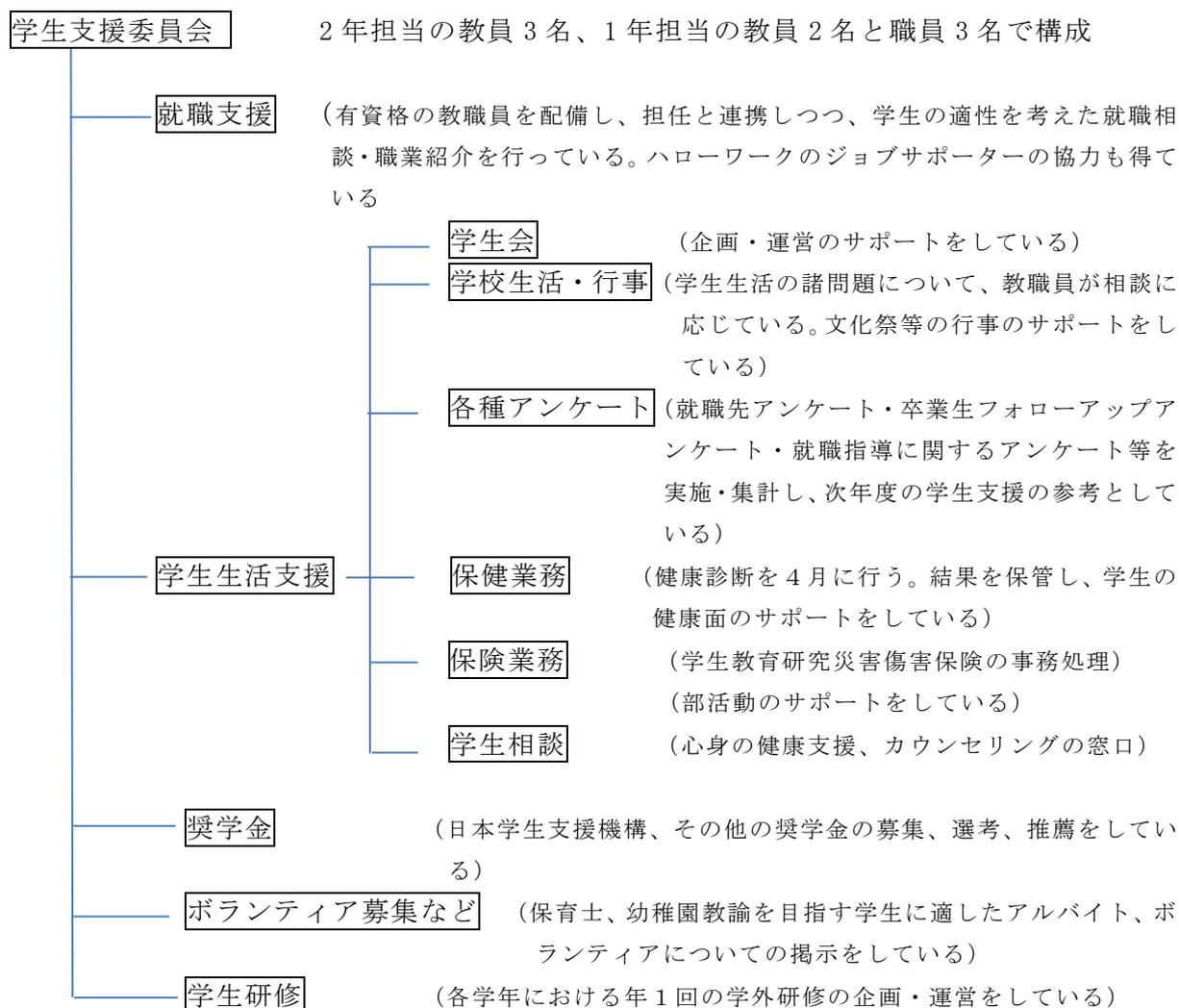
る。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生への生活支援は教職員が一体となって行っているが、組織としては学生支援委員会（備規-短9）が担っている。以下の表は学生支援委員会の業務内容である



学生支援委員会は、内容により委員会以外の教員とも連携を取っている。

週1回、定期的に学生支援委員会を開き、学生生活の情報を共有している。委員会には事務局長も陪席し、学内環境や行事等について、円滑に運営・実施ができるよう対応している。支援の活動は、就職支援、学生会のバックアップ、奨学金申請手続きと利用状況の確認、医療健康面の管理、学内環境整備、ボランティアの窓口等多岐にわたり、学生生活全般をサポートしている。学生にとって安心して落ち着いた生活ができるように、組織的な支援活動がおこなわれている。

平成28年度より、学生生活や実習・就職に関わるサポート内容がより充実するように、学生支援室と実習センターを1つの部屋に置いている。

学生生活支援

学生生活支援として、学生会役員・クラス委員・文化祭実行委員・キャンパス美化委員・アルバム委員・卒業記念パーティー委員の活動の支援を必要に応じて行っている。

毎年4月には「学生会総会」をその役員が中心となって実施し、続けて「新入生歓迎会」を行っている。

秋には「文化祭」を実施している。文化祭は、学生会主体の主要な行事であり、教職員は学生をサポートしている。毎年、学習成果の発表（音楽、幼児造形、キャリアデザインの企画とプレゼンテーション、保育内容「言葉」）やクラス単位・グループ単位の発表があり、日頃の活動成果を披露している。また、建学の精神である「愛の教育」に関連して、例年マザー・テレサ展を実施している。これはマザー・テレサに纏わるパネルの展示を行い、隣人を愛する心を持ち続けることが出来るように学生や教職員に示している。平成30年度も昨年に引き続き、鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属の園児が文化祭に来場し、子どもの興味関心を持つような歌遊びなどを行った。文化祭には仲間づくりと学生生活の思い出作りとなるクラス発表があり、また、学生の家族も来場して、短期大学の様子を知る機会となっている。

クラブ活動は原則として教職員の顧問が就くことになっており、活動方針や内容によって学生会から活動費の援助をしている。現在は「健康サークル」が活動している。

キャンパス・アメニティについては、委託業者による売店があり、営業時間は8:45から13:00までである。おにぎり、弁当、パン、レトルト食品の他、飲料、菓子類、文房具、生理用品を販売している。委託業者には学生の要望を伝え、商品の種類や数を適宜増やしてもらっている。他に飲料用の自動販売機を設置している。値段については市価よりやや安価である。今後の課題としては、給食を考えている。学生の栄養バランスや食育も考慮している。

食事場所は、マリアホール、ステラホール、グリーンフロア、サニーテラス、5号館3階の2教室となっており、電子レンジ、給湯ポットを設置している。コピー機は、ラーニングコモンズと、ステラホール脇のコミュニケーションルームに設置している。

宿舎が必要な学生へも支援しており、短期大学から徒歩10分のところに学校法人明泉学園収益事業部の管理する一般賃貸住宅「フェリシア三輪」がある。室内には、エアコン、電子ピアノが設置してある。入学時、地方出身者で宿舎を希望する学生に低額の賃貸料で紹介し、経済面・学業面を支援している。管理を担っているのは学校法人明泉学園収益事業部であるが、短期大学の学生支援室と密に連絡をし、学生の相談に応じ、保護者とも連携して学生生活全般にわたって支援している。

学生の通学については、交通安全をはかるため公共機関（バス）の利用を奨励している。バスは小田急線・鶴川駅より鶴川女子短期大学前・緑山住宅（けやき通り）までの2系統と田園都市線・市が尾駅からの路線バスがある。各路線とも一般市民の利用もあるため、バス乗車のマナーについて、教職員が指導している。

自転車での通学も可能であり、50台以上駐輪可能な自転車置き場を設けている。学生支援委員会がその管理を行い自転車利用は許可制としている。ミニバイク、自家用車の利用については、原則として許可しないが、勉学と家事・育児等の両立を目指している学生には、審議の上許可することがある。

奨学金への支援

鶴川女子短期大学には、学生への経済的支援の一つとして奨学金制度（備付-36）がある。学外奨学金である日本学生支援機構の奨学金制度（貸与）と学内奨学金として鶴川女子短期大学奨学金（給付）、鶴川女子短期大学鶴友会奨学金（給付）を設けている。

いずれも学業・人物ともに優秀な学生で、かつ経済的理由により就学が困難である者に対し、貸与・給付している。

(1) 日本学生支援機構の奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金への応募は、高等学校在籍時に予約採用している学生が年々多くなってきている。奨学金希望者の選考方法は、日本学生支援機構の推薦・選考方針に則り、教員が面接を行った上で、支援機構へ申請している。選考の時点から将来できるだけ負担がかからないよう貸与種類や貸与額を設定する指導を行っている。

【平成 30 年度日本学生支援機構の奨学金貸与者数について】

	第一種奨学金			第二種奨学金	
	1 年生	2 年生	専攻科	1 年生	2 年生
予約採用	1 名 (併用 0)	9 名 (併用 3)	0	17 名 (併用 1)	21 名 (併用 3)
在学採用	8 名 (併用 5)	6 名 (併用 3)	0	11 名 (併用 4)	4 名 (併用 3)

(2) 鶴川女子短期大学の奨学金制度

本学の学生で、人格的に優れ向学心が旺盛な者、または、学習意欲が高いにも関わらず経済的に困窮している学生に対し、以下の 5 種類の給付制の奨学金を設けている。

種 類	給 付 額	給付人数
① アンナ奨学金	鶴川女子短期大学の入学金半額または全額	若干名
② カタリナ奨学金※	5 万円単位で 30 万まで	若干名
③ エリサベト奨学金	鶴川女子短期大学の 1 年生の授業料の半期分相当額	若干名
④ マリア奨学金	鶴川女子短期大学の 1 年生もしくは 2 年生の授業料の全期分相当額	若干名

【平成 30 年度の利用状況】

①アンナ奨学金 23 名 ②カタリナ 5 奨学金 4 名 ③カタリナ 10 奨学金 2 名
 ④カタリナ 15 奨学金 5 名 ⑤カタリナ 20 奨学金 3 名 ⑥カタリナ 25 奨学金 0 名
 ⑦カタリナ 30 奨学金 2 名 ⑧エリザベト奨学金 9 名 ⑨マリア奨学金 4 名

(3) 鶴川女子短期大学の鶴友会奨学金制度及び平成 30 年度利用状況

種 類	給付額	給付人数
入学時奨学金	入学時 (親・姉妹が卒業生) 3 万円	1 名
2019 年度入学制	授業料 3 万円	9 名
グローバルスカラシップ奨学金 ローズ	30 万円	2 名
グローバルスカラシップ奨学金 マーガレット	20 万円	3 名
グローバルスカラシップ奨学金 ローズ	10 万円	2 名

なお社会人特別入試による入学生 8 名には入学金 29 万円の免除措置を行った。

短期大学の奨学金は、1 年生の後学期末と 1・2 年生の前学期末に希望者を募り、いずれの奨学金も担任所見をもとに複数の教員が面接を行い、選考委員会を経て決定する。

心身の健康支援

学生の健康管理は学生支援室で行っている。1 号館 2 階に静養室を設置しており、体調不良の場合には職員の判断により使用することができる。また、年に一度（4 月）健康診断を実施し、学生の健康管理をしている。学生支援室の利用時間について、平日は 9 時から 18 時（土曜日は 9 時から 14 時まで）である。学生の健康上の悩みや相談については、学生支援室の教職員が中心となり、各担任と連携しながら支援をしている。

メンタルヘルスケアについては、学生相談室が中心となり適切に対応できる体制をとっている。また、専門のカウンセラー 1 名が週に 1 日来校し、事前予約をした上でカウンセリングを受けられるようになっている。カウンセリング室は人目を気にせず来談できるように配慮され、きめ細かな対応を行っている。

本学の学生相談室の特色は以下の通りである。

- ・カウンセラーの紹介や学生相談室の利用方法などを周知している。
- ・悩みを持つ学生、カウンセリングを希望する学生が直接カウンセラーに連絡できる。
- ・学生がカウンセラーと連絡が取れない場合は、教職員がカウンセラーと連絡を取り、日程、時間等はカウンセラーが学生に直接連絡している。
- ・職員はカウンセリングの相談受け付け表をパソコンで管理し、カウンセラーと学生支援室が共有して日程を調整し、学生に示している。
- ・学生支援室の教職員は、実習センターをはじめ、各担任と連携し、学生の悩みや困っていることの早期発見に努めている。
- ・個人情報保護を基本としながら、その上で、カウンセラーと学生支援室担当教員が定期的に学生の個々の問題についてカンファレンスを実施し、必要に応じて保護者や医療機関・福祉行政窓口と連携して問題解決を図るようにしている。

カウンセリング件数は学科会・教務委員会にて報告しているが、公表はしていない。

図書館や学生支援室では、定期的にアンケートを実施し、利用しやすさなど学生の意見や要望の聴取に努めている。

留学生の支援体制については、平成 30 年度には本学は留学生がいなかった。

社会人について、平成 30 年度生は社会人特別入試によって 8 名を受け入れた。社会人学生の学習意欲を促す取り組みとして、習熟度別クラス授業を設けていたが、30 年度においては効果等の省察検討のため一時的に廃止した。社会人特別入試での合格者には、入学金の免除を行い、その学生が短期大学生生活全般および学習に取り組みやすいよう経済的にも支援を行っている。

障がい者の受け入れに関しては、1 階に障がい者用トイレを設置し、多目的に使用が可能である。

このほか、長期履修生の受け入れはこれまで行っていなかったが、平成 30 年度よりは制度の実施を開始した。

ボランティア活動支援

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対しては積極的に支援している。

地域交流先は、鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属をはじめ、近隣の保育園、幼稚園、小学校、児童福祉施設、老人福祉施設などである。社会的参画の意義づけと地域貢献を推進するために、平成 24 年度からは、「ボランティア活動」を授業とすることにした。授業における学生の自主的な活動のなかで、保育関係だけでなく、多方面のボランティア活動を行った。

【ボランティア活動の種類と内容】

1. 学外ボランティア活動

ボランティア活動の場所は、保育所、幼稚園、児童福祉施設、老人福祉施設などである。保育所や幼稚園では、遠足やキャンプ、夏祭り、運動会など各種行事での保育補助を行っている。希望者を募り鶴川幼稚園運動会の手伝い等も行っている。

2. 科目「ボランティア活動」

平成 23 年度に「ボランティア活動」を授業として単位化する方針を打ち出し、24 年度から実施した。地域の老人福祉施設「デイサービス」を訪問し、トーンチャイムの演奏や紙芝居、絵本読み、ペープサート、パネルシアター、エプロンシアターなど、幼稚園実習で習得した技能を披露して交流を図った。課題解決型学習とも言えるこのボランティアにおいては、学生がデイサービスの利用者にならざることを望んでいるかを聞き取り、自分自身が何をすべきか自ら考え行動する取り組みが行われた。また、授業では個人でボランティア先を開拓して、実践する課題も指示している。個人でボランティアをした場合、いつ、どこで、どのような活動をしたか、報告書と感想文を書いてもらい、発表し振り返りを行っている。（備付資料）

これらの活動は、社会に有為な保育者の育成を主眼としている。学生は専門的知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、総合的な学習経験と創造的思考力の習得と併せ、より広く地域社会との連携や地域への貢献を学ぶ機会になっている。

また、授業科目以外にも、ボランティア活動は貴重な社会経験であると考え、大学として活動を推奨している。実際に保育所、幼稚園などでボランティア活動することは、学生の自ら考えて行動する力を養う機会として、保育者になるための成長を支えているものと捉えている。これからも、活動をさらに充実させ、学生が社会で触れ合う実体験の場を増やしたいと考えている。ボランティア活動によって、本学の建学の精神である「愛の教育」を養うことができる。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

就職支援は学生支援室が担当し、職員1名が常駐して学生の就職相談に応じている。また2年生の担任を含めた専任教員が、相互に情報交換をしながら個々の学生の支援に当たり、職員と協力して活動している。

学生支援室では、職員が就職先と連絡をとり収集した資料をファイル化し学生がいつでも閲覧出来るようにしている。ファイルは職種別50音順にまとめ、過去の資料やパンフレットなどと一緒に綴っている。また、求人票・受験報告書をはじめ、各種の就職資料があり、開室時間中は自由に閲覧することができる。

【平成28～30年度 求人件数】

	業種	求人件数		
		28年度	29年度	30年度
教育・保育関係	公立幼稚園	5	9	15
	幼稚園	400	363	403
	公立保育所	50	75	102
	私立保育所	1250	1347	1752
	認定こども園	40	89	113
	小計	1745	1883	2385
福祉施設関係	乳児院・児童養護	24	19	36
	知的障害児福祉施設	50	28	66
	児童館・学童保育	28	74	100
	小計	102	121	202
一般企業	介護施設	49	60	34
	その他、企業	169	180	138
	小計	218	240	172

上記の様に、近年多くの求人が寄せられている。学生は2年進級時に就活登録カード（備付・37）を提出し、就職相談の際にはそのカードに記入している。これらは学生支援室に保管して教職員による就職指導に役立てている。園研究、園見学（就職を考えている幼稚園、保育園の研究や見学）の指導、履歴書作成、面接練習は担任または学生支援室の教員・職員が担当している。

平成23年度より厚生労働省管轄の「新卒ハローワーク（八王子）」よりジョブサポーターを月4回派遣してもらい、主に一般企業就職希望者に対し就職相談を実施している。学生は学生支援室が用意した就活資料や情報を参考にし、学生自身もパソコンを活用しながら就職活動を活発に行っている。また、平成28年度より職業支援ツール「キャリア・インサイト」を導入し職業選択に役立てている。

資格取得に関わる支援は実習センターが主に行っているが、学生支援室ではどの資格が取得できるか、どの資格で就職するかに応じて、個別にきめ細かく対応している。

公立保育士希望者にはその受験対策勉強会を行っている。対策として少人数指導により、情報提供、筆記試験の教養・専門科目の勉強方法、小論文指導、面接指導をしている。それぞれの志望自治体の「子育て事業計画」の解説指導を通じ、志望動機や自己PRの整理など細かな対応を行っている。

平成 22 年度から、介護職に興味のある学生が介護ヘルパーとして就職している。医療関係機関の協力があり、平成 30 年度は東京都が実施している介護職員初任者研修を 6 名が終えた。その後も公的機関が実施している初任者研修の受講を勧め、介護職を希望している学生を支援している。

その他、認知症サポーター養成講座、自治体消防署による救命技能認定、英語検定、保育英語検定、パソコン検定等資格取得を勧めている。

学生が卒業する 2 月中旬に「就職指導アンケート」(備付 34) を実施し、次年度の学生の就職指導に役立てている。その他、毎年卒業生には「卒業生フォローアップアンケート」(旧「卒業生アンケート」)、就職先には「就職先アンケート」をおこない、就職指導アンケートと合わせて内容を分析・検討して、学生の就職支援に役立てている。また、学生の実習訪問・巡回時に、卒業生が就職している園でのその後の様子を聞き、学生支援委員会で情報を共有している。

直近 3 年間の就職状況については下の通りである。保育園 (含公立)、こども園、幼稚園が 66%を占めている。

【平成 27 年度～29 年度の就職状況】

施設名	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	28 年度		29 年度		30 年度	
保育園	70	40%	67	52%	42	36%
こども園	8	1%	2	2%	3	3%
幼稚園	9	12%	20	16%	29	25%
福祉施設	12	5%	8	6%	16	14%
介護施設	1	2%	2	2%	3	3%
一般企業	10	10%	8	6%	1	1%
公立保育士	1	1%	4	3%	2	2%
進学	4	4%	1	1%	1	1%
アルバイト・その他	5	11%	6	4%	1	1%
就職活動中	2	2%	5	4%	8	7%
進路未定	7	8%	4	3%	4	3%
留年・科目履修	7	4%	2	1%	5	4%
計	136	100%	129	100%	115	100%

学生支援室には、大学編入ファイル、専攻科ファイルを用意しており、進学先の情報

を得ることができる。指定校推薦をもらった大学については、キャリアデザインの授業または学生ハンドブックに記載して学生に周知している。指定校推薦を希望する学生が所定の条件を満たせば、学生支援委員会の教員が面接をして学内選考で決定する。進学を希望する学生に対して、担任教員は面接、助言、小論文作成指導などをおこない支援している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

平成 28 年度後学期から、スマートフォンを使用した履修登録や学生自ら学習成果を把握することが可能になった。また、授業評価アンケートをはじめとした各種アンケートの回答も Web で行うことができるように改善がなされた。しかし、これまで実施していたマークシート法に比べ、Web 法の回答率は低下してしまったことが課題である。そのため、マークシート法と Web 法を併用するなど回収率を高める取り組みを検討している。

図書館では、教育・研究に活用するため、平成 29 年度よりオンラインデータベース「ヨミダス文書館」へ契約を変更した。多くの科目で活用されることが課題である。

入学後に保育への興味関心が薄れて、進路変更を希望する学生が少なからずいる。入学前の時点で保育の魅力や、資格保持のメリット、本学の特長を十分に理解してもらうことは、入学後の学生のリアリティーショックを軽減すると考える。現在も行っている高大連携の一環として、その機会や内容の充実を図ることが課題である。また、入学時の意欲を持続し向上を図る工夫も求められる。どの学生にとっても、学ぶ面白さややりがいを感じられ、知識・理解が深まり、実践力が高まるような授業の工夫がより求められている。

国際こども教育コースの設置にともない海外からの留学生を増やすことも想定されるが、外国人の場合、日本の保育士資格を取得しても、現段階では保育士として働くための就労ビザは発行されない。したがって日本国内で保育士として就労を希望しても、働くことが困難である。今後の行政の対応を望みたい。

なお、2019 年度の入試では留学生枠を 5 名に設定した。

学生の多くは、幼稚園、保育所、施設等の実習体験をする中で進路を決めていく。学生の負担感を軽減するために、今後も就職採用試験の時期に合わせ実習時期を検討していく必要がある。

また、学生の就職活動の開始時期や、内定取得時期などの就職状況についても、調査・分析し、円滑な就職支援に向けて活用していくことが課題である。

利便性の良い図書館システムを導入し、図書館側からの情報発信が容易になったことから、図書館の利用者増につながる取り組みを一層強化していくことが望まれる。

無線 LAN は利用者が多くなるとつながりにくくなる場合があることから、インターネット回線の充実を図る必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

『教育課程の改善計画の実行状況』

学力に応じたクラス編成では、基礎学力のある「ぐんぐんクラス」と、ゆっくり基礎から学ぶ「じっくりクラス」の学力差に拍車がかかり、「ぐんぐんクラス」の学生の満足度が高い一方で、「じっくりクラス」は現状に甘んじ学習意欲が一向に上がらないという状況が見られた。このことから平成 29 年度に学力別クラスを廃止した。

その結果、クラスによる学力差は解消された。また、各クラスに模範となる学生が存在し、クラスメイトがお互いに刺激を与えあうなどの効果が見られた。しかし、一部の優秀な学生からは授業の進度が自分に合っていないなどの不満も出た。入学者に学力差があることもあり、クラス編成については今後もさまざまな要素から学生の最善の利益を担保するよう議論を重ねていく必要がある。

授業内容と連動させた学習態度形成では、アクティブ・ラーニングを取り入れ、魅力ある授業への改善を試みている。教員の意識改革を狙い、29 年度よりシラバスに全科目においてアクティブ・ラーニング度を明記するようになった。

模擬保育室を有効利用するために、障害児保育や実習指導の授業などで臨場感溢れる授業展開を行うなど、十分に活用している。鶴川幼稚園とともにこのような実践的な教育の場があることは、学生にとって学習成果の獲得に大きな役割を果たしている。

資格取得の目標設定支援は、入学後の早い時期に担任が個人面談を行い、多くの学生が資格取得に向けて努力できるよう働きかけている。

web ポータルシステム（学習状況可視化システム）により、資格取得に必要な科目の履修状況を把握しながら、学習計画を組み立てに役立てている。

『学生支援の改善計画の実行状況』

学生の学習成果について、教務委員会や実習センターなどに複数存在するものを一つにまとめ、学生が入学時から卒業までの履歴を見ることが望ましいが、未だ途上である。現在、各委員会で情報共有し、とりまとめ作業を進めているところである。

入学予定者のためにピアノ事前学習の機会を設けている。事前に入学者の進捗を把握でき、入学後の指導に役立てている。

学生への支援は、クラス担任制により教員が個々の学生をサポートする体制である。また、学生支援室でも教員、職員が相談や指導を行っている。悩みを抱える学生に対してはカウンセリングの機会を作り、週 1 回カウンセラーがカウンセリング業務を行っている。

社会人準備教育として、授業の中で幼稚園・保育園・施設等に就職した卒業生による講演を行っている。身近な先輩たちによる具体的な現場の話は、社会人になるため

の準備教育として、学生にとって意義のある内容であった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基礎学力をつけるための補習的な授業科目を設定するなど、学習成果を上げる方法を検討する必要があるための計画として、1年生前学期に各担任がきめ細かい指導を行い、基礎学力の向上をめざす。

具体的な学習成果の把握については取り組みを始めたばかりである。引き続き、データを積み重ね、学習成果を向上させるカリキュラム改革や授業改善につなげていく。同時に学習成果の結果を学生にフィードバックすることにより、将来につなげていく視点を獲得できるよう指導をしていく。

学生のアンケートではマークシート法と Web 法を併用するなど、回収率を高める取り組みを検討している。

入学時の意欲を持続し向上を図る工夫が求められる。担任による履修カルテ面談など、個々の学生の就職希望にあわせたきめ細かい指導を実施していく。

今後も就職採用試験の時期に合わせ実習時期を検討していく必要がある。また、学生の就職活動の開始時期や、内定取得時期などの就職状況についても、調査・分析し、就職支援に活用していく予定である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】****<根拠資料>**

- 提出資料 2「キャンパスガイド平成30年度」、3「ホームページ（情報公開）」
 備付資料 43「教員個人調書」、44「業績調書」、45「非常勤教員一覧」、
 47「国際センター紀要」、51「研究紀要・論文集」、
 53「FD・SD研修会資料」、54「FD・SD活動報告」
 備付資料-規程集 法人 15「組織運営規程」、25-1「正職員勤務規則」、
 25-2「契約職員勤務規則」、55「海外出張旅費規程」
 短大 10「教員選考基準」、17「FD・SD委員会規程」、
 22「倫理委員会規程」、24「事務組織規程」、54「研究活動公正化推進規程」、
 55「研究活動に係る不正防止規程」、56「研究費支給規程」

【区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

教員組織の編制は、教育職員免許法に基づいた免許取得に必要なカリキュラム成する上で、教職専門担当教員と教科専門担当教員を組織的に配置している。2019年5月1日における専任教員は教授5名、准教授4名、講師4名、助教2名の計15名であり、短期大学設置基準の規定を充足している。

専任教員の職位は、講義担当にふさわしい学位、経歴、教育研究実績など、短期大学設置基準の規定、教育課程編成・実施の方針に基づいて配置し、ホームページやキャンパスガイド等で公表している。（提出-2、3）

平成29年度に国際こども教育学科に名称の変更及び、専攻科国際こども教育専攻を新設した。教員の配置は専任教員（備付-43、44）及び非常勤教員（備付-45）とも

に教育課程編成・実施の方針に基づいて行われている。非常勤教員についても専任教員と同様に、学位、教育研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定、教育課程編成・実施の方針に基づいて採用し配置している。授業科目「幼児教育情報機器演習」「子どもの食と栄養」「日本の文化とこころ」には助手を配置している。

教員の採用や昇任は、人事委員会により教員選考基準（備規-短 10）に基づいて行われ、審議した事項を理事長・学長に報告し許可を得ている。短期大学設置基準に定められる教員数より多く配置している理由は、免許資格の取得に必須である教育実習をはじめ、様々な実習指導に力を入れているためである。

専任教員の専門分野・主な担当授業

(2019年5月1日)

職位	教員名	専門分野	主な担当授業
教授	百瀬 和男	教育学	教育原理、徳育倫理
教授	百瀬 志麻	社会学、英語教育学	キャンパスライフデザイン、キャリアデザインⅡ
教授	入江 和夫	生活科学、環境教育	保育内容（環境）の指導法、生活と科学、自然遊びと生活環境保全Ⅰ、Ⅱ
教授	宮本 眞理子	音楽教育学	幼児音楽入門、幼児音楽Ⅲ、Ⅳ
教授	森 眞理	幼児教育学	保育原理、保育内容総論、保育実習指導Ⅰ（保）、国際こども教育概論、比較乳幼児教育論、幼児理解
准教授	大見 由香	音楽教育学	幼児音楽Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、音楽（声楽）、音楽表現
准教授	中村 麻衣子	教育臨床心理学	保育の心理学、家庭支援論、幼児理解、多文化間心理学
准教授	横溝 一浩	社会福祉学	社会福祉、社会的養護Ⅰ、Ⅱ、保育実習指導Ⅰ（施）、保育実習指導Ⅲ
准教授	相澤 京子	国語教育学	文章表現法、児童文化、幼児と言葉、保育内容（言葉）の指導法、キャンパスライフデザイン、キャリアデザイン
講師	柴田 啓一	家族社会学	相談援助、ボランティア活動、保育実習指導Ⅰ（施）、教育実習指導、キャンパスライフデザイン、キャリアデザイン
講師	高島 扶貴	幼児教育学	教育課程総論（保育の計画と評価）、教育実習指導、保育実習指導Ⅱ、保育・教職実践演習（幼）
講師	富金原 光秀	教育学	幼児造形Ⅰ、Ⅱ、保育・教育方法技術論、教育実習指導、保育実習指導Ⅰ（保）
講師	二階堂あき子	舞踊教育学	体育実技・体育理論、幼児と健康、保育内容（健康）の指導法、幼児と表現、保育内容（表現）の指導法
助教	長谷山 康一	幼児教育学	カナダ保育研究、海外フィールドワークⅠ
助教	近澤 友理	幼児教育学	保育実習指導Ⅰ（保）、保育実習指導Ⅰ（施）

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

学生が教育を受けることにより学習成果を獲得し、それにより資格を取得し社会貢献できる保育の人材を育てることが本学の教育の目的である。そのため教育課程の編成・実施の方針に基づいて、教員は日々研究に励み、自己の研究を充実させて教育活動にあたっている。下記、教員の研究活動一覧である。

平成 30 年度 教員研究活動一覧

百瀬 和男	
論文発表	1. 「タマシン・アレン宣教師と頌美（ほまれ）学園の教育」鶴川女子短期大学 鶴川女子短期大学研究紀要 第 36 号, pp. 1-9 (2018) 2. 「高等学校の徳育科の授業案“詩人の八木重吉について”」鶴川女子短期大学研究紀要 第 36 号, pp. 11-12 (2018)

鶴川女子短期大学

入江 和夫	
論文発表	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「幼稚園年長児における交通安全：保護者の意識と子供への期待度」鶴川女子短期大学 国際こども教育研究センター紀要 第2号 pp.42-54 (2019) 2. 「自然遊び」体験を通して短大生が理解した「育みたい資質・能力」鶴川女子短期大学研究紀要 第36号, pp.13-25 (2018) 3. 「学生による絵本づくりと読み聞かせ実践による効果～幼児が「園外保育を安全に」を理解できる観点から～」鶴川女子短期大学研究紀要 第36号, pp.27-42 (2018) 4. 「保育者養成短期大学卒業生の学習成果の分析～平成26年度生のフォローアップアンケートと在校生へのフィードバックから～」鶴川女子短期大学研究紀要 第36号, pp.69-79 (2018) 5. 「保育者養成短期大学卒業生に求められる学習成果の分析～平成27年度生の就職アンケートから～」鶴川女子短期大学研究紀要 第36号, pp.81-91 (2018)

宮本 眞理子	
論文発表	<p>鶴川女子短期大学 国際こども教育研究センター紀要 2018 保育者養成校における電子ピアノによるグループ指導の 成果と課題(1) ～こどもの歌のレパトリー拡大と今後の弾き歌い指導 のために～</p>

森 眞理	
研究活動	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアのレッジョ・エミリア市の乳幼児教育の思想と実践との対話から、子ども一人ひとりが市民として生きる保育のあり方について、子どものアートの思考と学びの視座から研究。 ・ドキュメンテーションやポートフォリオの国際比較、及び国内における実践研究から子どもの学びの可視化について研究。
論文発表	<ul style="list-style-type: none"> ・「レッジョ・エミリアの創造的リサイクリングセンター『REMIDA/レミダ』が私たちに語りかけていること～素材との関係性を通して～」『鶴川女子短期大学国際こども教育研究センター紀要』鶴川女子短期大学 2019. 3.

<p>学会活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの 100 のことばとプロジェクトアプローチの関係性を考える」(共同) 自主シンポジウム 日本保育学会 71 回大会 2018. 5. ・『ポートフォリオ』がもたらす保育における関係性の変容プロセス」(共同) ポスターセッション 日本保育学会 71 回大会 2018. 5.
<p>国際会議出席等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・” Quest for the Sustainable Nature of Early Childhood Education and Care: Having Dialogue between Loris Malaguzzi and Sozo Kurahashi through Focusing on the Images of Child.” (共同) The 70th OMEP World Assembly and International Conference. Prague, Czech. 2108. 6. ・” Documenting inside/outside children’ s perspective: Japanese perspective.” (共同) EECERA 28th Conference, Budapest, Hungary, Self-Organised Symposium., 2018. 8. ・” Listening the hundred languages of children is the key for transforming practice in Japan.” (共同) EECERA 28th Conference, Budapest, Hungary, Poster Session., 2018. 8.
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの学びを可視化するポートフォリオに学ぶ」沖縄県やまびこ保育園園内研修、2018. 8. ・「学びを見える化するための記録と活かし方」第 52 回夏の芸術教育学校、芸術と遊び創造協会 2018. 7. ・「子どもの育ちと学びを分かち合える保護者との関係性に向けて」平成 30 年度横手市保育協議会・横手市保育士会合同職員研修会 2018. 8. ・「遊びを通しての学びの環境づくりに向けて～イタリアのレッジョ・エミリア 市の乳幼児教育を通して」世田谷区教育委員会 遊びから学ぼうワークショップ 2018. 9. ・「子どもを主体的な遊びと学びの世界—プロジェクトによる保育に学ぶ—」町田市立保育園全体研修会 2018. 9. ・「丁寧に子どもを育てるとは—子どもの 100 の言葉に聴き入ること レッジョ・エミリア の乳幼児教育との対話から—」キ

	<p>リスト教保育連盟神奈川部会 研修会 2018. 11.</p> <p>・「海外の事例を参考にした乳幼児教育の実践について／ワークショップ（素材とじっくり関わる）」平成 30 年度世田谷区合同研修 2018. 12.</p> <p>・「子どもたちの 100 の言葉に聴き入ることーイタリアのレッジョ・エミリア 市の乳幼児教育との対話からー」キリスト教保育連盟東京南地区研修会 2019. 1.</p> <p>・「街ぐるみで幼児教育に取り組んでいるイタリアの都市 レッジョ・エミリア における幼児教育の取り組み」国立市幼児教育推進プロジェクト事業 2019. 2.</p> <p>・「子どもの主体的な遊びと学びの世界ーイタリアのレッジョ・エミリア 市の乳幼児教育との対話からー」世田谷区私立幼稚園協会 平成 30 年度世私幼研究発表会大会記念講演 2019. 2.</p> <p>・認定こども園しらゆり幼稚園園内研修講師 2018.4/ 2018.8 /2019. 1 / 2019. 3.</p> <p>・こども園和光園内研修講師 2018.11/ 2019.2</p> <p>・愛泉会園内研修講師 2018.4/ 2018. 9/ 2019.1</p> <p>・社会福祉法人赤崎保育園、赤崎こども園園内研修講師</p> <p>・正和学園 園内研修会 2019. 1/ 2019. 3.</p> <p>・SEIRYO 学園 CPC 研修会 2019. 2/ 2019. 3.</p> <p>【著書等】</p> <p>・『レッジョぜんぶ』（和訳・コラム）ナチュラル・スマイル・ジャパン 2018.5.</p> <p>・「ドキュメンテーションーレッジョ・エミリア との対話」『発達 156 号 なぜいまレッジョ・エミリアなのか』2018. 10. ミネルヴァ書房、PP. 20-26.</p> <p>・「共に育つ保育を探究する 保育内容総論」（共編著）建帛社、2019. 3</p> <p>・「おひさまぐみのぼんた 今月の子育て Q&A：おうちのかたへ」</p> <p>『エースひかりのくに』（月刊雑誌）ひかりのくに 2018.4～2019. 現在連載中</p> <p>・「はなしあおう：おうちのかたへ」 『がくしゅうひかりのくに』（月刊雑誌）</p> <p>ひかりのくに 2015. 12. ～2019 現在連載中</p>
--	---

	<p>【社会活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OMEP 日本委員会理事、 ・ 学校法人小百合学園理事、 ・ ナチュラルスマイルジャパン：まちの研究所 研究員 ・ ACEI (Association of Child Education International) ジャーナール編集委員 ・ ひかりのくにの月刊誌『がくしゅうひかりのくに』『エースひかりのくに』監修 コラム担当 <p>【研究助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『『さかな・乳幼児の食事・食を営む力や生きる力の形成・環境のかかわり』に関する食生態学的研究』研究分担者 一般財団法人東京水産振興会食育事業
--	--

大見 由香	
論文発表	鶴川女子短期大学 国際こども教育研究センター紀要 2018.3 保育者養成校における表現の学びに関する考察 ～お誕生日会でのミュージカル発表を通して～
その他	『Work Book 幼児と表現 ～保育者を目指して～』（共著） 2019年3月15日作成 出版社：NextPublishing Authors Press ISBN978-4-802096-12-6 担当箇所 pp.7~25

中村 麻衣子	
論文発表	<ol style="list-style-type: none"> 1. “Perspective and attitude toward English: Parental perspective of Japanese kindergarteners” (共) Stretching Boundaries. Papers from the third international Psychology of Language Learning Conference 2018. International Association for the Psychology of Language learning. pp.54-58 2. “Second Language Acquisition in Childhood: Survey on Parental Consciousness Toward English Education During Early Childhood” (共) 鶴川女子短期大学国際研究センター紀要創刊号 2018年 pp.19-24 3. 「学生の自己評価を基にした学修成果の検討」(共) 鶴川女子短期大学紀要 36 2018年

鶴川女子短期大学

	<p>4. 「日本の幼稚園における英語イマージョン・クラス設置の試み」(共) 鶴川女子短期大学紀要 36 2018 年(印刷中)</p> <p>5. 「保育者養成短期大学卒業生に求められる学習成果の分析～平成 27 年度生の就職先アンケートから～」(共) 鶴川女子短期大学紀要 36 2018 年(印刷中)</p> <p>6. 「保育者養成短期大学卒業生の学修成果の分析～平成 26 年度生のフォローアップアンケートと在学生へのフィードバックから～」(共) 鶴川女子短期大学紀要 36 2018 年(印刷中)</p>
学会活動	<p>1. 「保育者養成校における学生のコミュニケーション力向上に関する研究」(単) 日本保育者養成教育学会第 2 回大会抄録 2018 年 p.166</p> <p>2. 「幼稚園での早期英語教育に保護者は何を期待しているか? その成果は?」 (共) 日本保育学会第 71 回大会発表論文集 2018 年 p.402</p>
国際会議出席等	<p>1. “ Educators’ Expertise and Beliefs: What Do Conflicts and Collaborations amongst Multiple Researcher - Instructors Bring into Students’ Learning?” (共) The 16th Annual Hawaii International Conference on Education 2018</p>

相澤 京子	
論文発表	<p>(共著) 保育者養成短期大学卒業生の学習成果の分析～平成 26 年度生のフォローアップアンケートと在学生へのフィードバックから～ 鶴川女子短期大学研究紀要, 第 36 号, pp.69-79, 2018.12</p> <p>(共著) 保育者養成短期大学卒業生に求められる学習成果の分析～平成 27 年度生の就職先アンケートから～ 鶴川女子短期大学研究紀要, 第 36 号, pp.81-91, 2018.12</p>
学会活動	<p>(共同) 保育における紙芝居をめぐる言説(6)―川崎大治の紙芝居観― 日本保育学会第 71 回大会, 2018.5</p> <p>(単独) 保育現場における紙芝居の活用状況と学生の認識 日本保育学会第 71 回大会, 2018.5</p> <p>(共同) 保育者を目指す学生の就職不安に関する一考察―就職決定時期による比較― 日本保育者養成教育学会第 3 回大会, 2019.3</p>

鶴川女子短期大学

柴田 啓一	
論文発表	論文：(共著) 横溝一浩、柴田啓一、「幼児教育における遊びの考察」、『鶴川女子短期大学 国際こども教育研究センター研究紀要 1』

高島 扶貴	
論文発表	鶴川女子短期大学国際こども教育センター研究紀要 『幼小接続期における数概念の形成と音楽活動の相関』
学会活動	日本音楽教育学会第49回大会口頭発表 「音楽と身体表現による可能性 ～保育者養成校における音楽表現の試み～」

二階堂 あき子	
論文発表	「学生の睡眠リズム獲得のための課題設定方法による意識変化の考察Ⅱ」 国際こども教育研究センター紀要 第2号 pp. 68~77
その他	執筆・企画 『Work Book 幼児と表現 ～保育者を目指して～』共著 担当箇所 表現概要 pp. 1~6 身体表現その他 pp. 71~83 2019年3月15日作成 出版社：NextPublishing Authors Press ISBN978-4-802096-12-6 実践研究「幼児体育」 鶴川女子短期大学附属鶴川幼稚園お誕生日会と鶴川女子短期大学「幼児体育」連携授業 (2018年10月19日11時~12時半) 実践研究「親子ヨガ」 鶴川幼稚園 未就園児ワークショップ「親子ヨガ」 第1回目0~1歳児対象クラス (2018年9月5日(水) 10時~11時 参加人数 25組) 第2回目2~3歳児対象クラス (2018年11月14日(水) 10時

鶴川女子短期大学

	<p>～11 時 参加人数 21 組)</p> <p>実践研究「ヨガ・インストラクション方法」 鶴川女子短期大学 部活動「健康クラブ」で、文化祭で青空ヨガのインストラクションを部員に指導し成功させる</p>
--	---

富金原 光秀	
その他	<p>鶴川女子短期大学国際こども教育フォーラム研究発表 「創造的なアートとは～自然素材を用いた創作・取り組み」 論題：土粘土を使った造形教育の新たな地平 ～子どもの感性・創造力を育てる造形活動の実践～</p>

近澤 友理	
論文発表	<ul style="list-style-type: none"> ・(共著)「自然遊び」を通して学ぶ短大生の幼児に育む 3つの資質・能力の理解 2018.7 (鶴川女子短期大学紀 要 36) ・(共著) 学生による絵本づくりと読み聞かせ実践による効果～ 幼児が「園外保育を安全に」を理解できる観点から～ 2018.7 (鶴川女子短期大学紀要 36)

教員個々人の研究活動の状況は、HP上で教育活動・研究活動・社会的活動・主要業績を見ることができる(提出-3)。

研究活動に関する規程は、「研究活動公正化推進規程」「研究活動に係る不正防止規程」「研究費支給規程」がある(備規-短 54、55、56)。

研究倫理を遵守するための取り組みは、倫理委員会規程(備規-短 22)に基づき研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について審議、調査、検討することになっている。

鶴川女子短期大学研究紀要(備付-51)は年1回発行しており、その他研究成果をFD研修会などで発表する機会を設けている。また、平成29年度は「国際こども教育研究センター」を設置し、2月に常勤・非常勤講師による研究発表および第1回国際こども教育センター研究紀要(備付-47)を発行した。

教員の研究室は全教員分を整備しており、学生はオフィスアワーなどで訪れている。研究日は、土曜日の他に週1日を取得できる体制である。

教員の留学・海外派遣・国際会議出席等に関する規程は、「教職員海外出張旅費規程」(備規-法 55)に示されている。平成29年度より開始された学生の海外フィールドワークの引率など、海外に出かける機会が増えている。

本学にはFD・SD委員会規程(備規-短 17)があり、平成30年度は9回開催されて

いる。その中で授業・教育方法の改善に役立っているテーマは、「新しい教職課程編成に向けて、教員養成理念で大切にしたいこと」のワークショップ形式で行ったことや、「『国際こども教育フォーラム』から学ぶ、世界の乳幼児教育の今とこれから」など、幼児教育を教える立場として今をどう切り拓くかの示唆を得ている。

本学の委員会組織には、教学面では教務委員会、実習センターが存在する。それに加え学生の日常管理と就職指導を行う学生支援委員会があり、それぞれが学習成果を向上させるため努力している。各委員会では数種類のアンケートを実施し、IRセンターでそのデータを基に検証している。PDCA サイクルが上手く活用でき、成果に結びつくよう連携をとっている。

教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善により、学生の学習成果の獲得が向上するように、関係部署と連携している。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織は、学長の命を受けた事務局長が組織の長となり運営をしている。職員は鶴川女子短期大学校務分掌表（事務分掌含む）により各自の担当が割り当てられ職務を行う。校務分掌表では、職員は教員と共に委員会組織に加わり職務を遂行する。本学の事務組織は、事務局長、事務局長補佐、教務課長が管理者となり支障なく職務を果たせるよう担当を設けている。

事務職員は教務課、実習センター、学生支援室、図書館、総務課（庶務、会計、入試広報）があり、それぞれ専門部門を担当している。管理職は、事務職員の適性を把握し、それらが十分発揮できるように環境を整えている。職員は、月 2 回のスタッフ連絡会に於いて各担当部署間の連絡を密にし、各省庁からの通達事項等を共有している。連絡事項のみではなく、各部署からの問題提起がありそれについて解決策を話し合う。また、それぞれの業務を把握し、間違いが起こらないよう複数の職員で業務遂行を心掛けている。

SD 研修会や日本私立短期大学協会、東京都短期大学協会等が開催する研修会、その他機関の講演会を利用し、事務能力の向上を図っている。また、職員は新しい情報の獲得や、業務遂行のためにより深い専門性を得られるように研修会への参加を行っている。

事務組織に関する規程は、鶴川女子短期大学規程集に「鶴川女子短期大学 事務組織規程」（備規-短 24）、学校法人明泉学園規程類集には、「組織運営規程」（備規-法 15）を整備している。

事務室は 1 号館に総務事務室（庶務、会計、入試広報）、学生支援室、実習センターがあり、5 号館には教務事務室を配置している。事務職員にはパソコン機器が一人 1 台ずつ配備され、各事務室にはプリンター、コピー機、FAX を設置、印刷室には非常勤講師も使用可能な印刷機、コピー機が設置されている。事務用品等の消耗品は総務事務室の庶務担当が一括管理し、備品の補充が行われる。

防災対策は、年 2 回の消防設備点検を外部業者により行い、防災訓練は学生、教職員全員参加で年 1 回実施している。内容は、授業中に行うため教室からの避難訓練、消防署への通報訓練、消火器を使用して消火訓練を行う。また、職員による放水訓練も行われる。消防署には「消防計画」を提出しており、変更の都度「変更届」を提出する。防犯のため監視カメラを建物外に 9 台設置し不審者の対応に心がけている。

情報セキュリティは、不正アクセスの防止やウィルス感染対策、データの保護など、コンピュータに関する情報管理システムを構築している。サーバは短期大学教職員用、学生情報機器授業用、図書館システム用に分けられている。平成 28 年度は、管理システムの変更により、セキュリティ対策も充実した内容となった。

SD 活動は FD・SD 委員会規程（備規-短 17）に基づき行われているが年々回数を増している（備付-53、54）。教職員合同や職員のみで行うこともある。平成 29 から 30 年度にかけて「新しい教職課程編成にむけて、教員養成理念で大切にしたいこと」「課程認定制度について」「職員としての働きを考える」など、身近な業務に向き合った内容で開催している。スタッフ連絡会に於いても SD 活動の一端を担う活動が行われている。教務担当者、実習担当者、学生支援担当者は、教職課程や日常起こる相談業務、就職支援に対し状況の説明や支援の依頼等、必要な知識を共有している。また、より良い業務遂行のため、状況に合わせた業務の見直しや事務処理の改善に努め、教育研究活動等の支援を図っている。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価について、複数人体制で間違いを起こさないよう心がけている。業務に関しては効率の良い方法を追求し、時間を多く費やすことのないよう最善の方法を導き出すことが不可欠である。問題が見られた場合は、速やかに改善を行っている。

平成 26 年 11 月から教授会とは分離した教職員組織として「学科会」を置き運用している。理由は学内における議題・報告案件を教職員が共有するためである。学科会の特徴は、教員と職員が誰でも参加できることである。また全員が自由な意見交換ができる場として設定されている。内容は様々で各委員会からの伝達事項や学生指導の在り方、文部科学省や厚生労働省の指針及び通達の周知、それに向けた活動計画等を議題としている。各委員会からの審議事項、報告事項を教授会や学科会で共有化し、事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するように教員や関係部署と連携している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関しては、入職時に「鶴川女子短期大学就業規則」を示し、周知を図っている。教職員の労務管理は総務事務室（庶務・会計）が行い、不明な状況が生じた場合は、説明を行っている。福利厚生・雇用保険関係は短大事務局・法人事務局が担当している。

本学園教職員の就業に関する規程には、以下の諸規程を定めている。

- ・学校法人明泉学園 鶴川女子短期大学 正職員 就業規則（備規・法 25-1）
- ・学校法人明泉学園 鶴川女子短期大学 契約職員 就業規則（備規・法 25-2）

正職員は、定年齢である満 60 歳を迎えた年度末まで勤務できる身分の職員である。毎年の契約書の更新は不要となる。

契約職員は、最長でも満 60 歳を迎えた年度末に定年退職となる職員である。更新の場合、雇用契約書の更新が必要である。

本学教職員の就業に関する諸規程は、短期大学事務所内に掲示し、随時閲覧が可能な状態になっている。

教職員は、日常業務において諸規程に抵触する事のないよう、責任者が適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学では教育職員、事務職員、保育職員、現業職員に分かれている。教育職員は、近年幼稚園経験者や他の教育職の実務、福祉の分野にかかわりのある教員など、現場を熟知する人材が増えている。今後も実務に関わる教員を保持していきたい。

各教員が多く講義・演習科目やオープンキャンパスなどの行事を担当するため、研究業績を積み上げる時間的余裕がなく、校務との兼ね合い等に課題を抱えている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

教員は、学内では FD 研修会等に於いて自らの資質向上を図り、学外では学会・研究会等で積極的な発表が行われ、急速に進む社会情勢の変化に対応しながら、授業の改善のほか教育研究活動や社会貢献活動に力を注いでいる。

授業改善のための活動は以下の 2 項目について実施している。

1. 専任教員と非常勤教員の情報交換の場となる講師連絡会を実施している。

講師連絡会は、同じ領域の科目群を担当する教員同士であっても、日常の情報交

換の機会を持つことが難しいため、12月と3月に実施しているものである。本学のすべての教員を対象とし、教職課程や保育士養成課程における科目間の関連や新しい教育課程の進め方、成績評価基準などについて情報交換を行う貴重なものになっている。さらに、この連絡会では異なる領域の科目の教員とも連携し、教育の質の向上に役立てている。

2. 教職員（専任教員、非常勤教員）による相互授業参観を実施している。

平成30年度は前学期の特定の1週間、希望する授業を参観し、授業の進め方、授業の難易度、学生の受講態度などを確認している。参観をした教職員は報告書を作成し、授業を担当した教員にフィードバックを行っている。担当教員は新たな発見や課題が明確になっている。

FD・SD研修会での発表は、平成29年度に「幼児教育学科」から「国際こども教育学科」となり、海外に目を向けた内容も増加した。そのため、教員の中には海外の学会発表や国際会議への出席などが報告されている。

各委員会は機能が滞りなく遂行されるように、教員と職員を配置し職員間の連絡を密にして、学習成果の向上に努めている。職員も、SD研修会や学外の研修会・講演会への参加により、自らの資質向上を図っている。もとより教職員は委員会の構成人員となっており、互いに意見を述べる事ができている。教務委員会、学生支援委員会、実習センターは委員会の中でも中核をなしており、三つの委員会を基に短大企画本部が職員の意見を取りまとめ運営している。

本学の職員は事務職に加え、現業職員や保育職員が在籍する。現業職員は、学内外の整備整頓、清掃等毎日行い大変綺麗に保っている。保育職員は学内に設置された「企業内保育園」で、学内で働く教育職員、事務職員、本学で学ぶ学生の6ヶ月から3歳までの乳幼児を預かり保育している。内部関係者の他、外部の一時保育希望者の受入れも行っている。平成29年度からは外部の一時保育希望者が増加したため、定員を6名から9名に増やしたが、補助金対象施設ではないので補助金収入が皆無である。

教職員の就業に関する人事管理は、学校法人明泉学園諸規程に明記され適切に行われている。また、教員の評価は、人事委員会が6月頃ヒアリングを実施し、教員の研究活動についての取組状況や実務実態を確認している。次年度の目標設定をおこない、人的能力を適切に校務分掌に反映している。職員評価も同様に実施されている。

【テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源】

<根拠資料>

提出資料

備付資料 55「校地・校舎に関する図面」、56「図書館の概要」

備付資料 - 規程 法 61「経理規程」、62「経理規程施行細則」、

65「資金運用管理規定施行細則」、68「固定資産及び物品管理規程」、

69「固定資産及び物品調達規程」、71「図書管理規程」、

72「水道衛生管理規程」、73「校外施設管理規程」、74「危機管理規程」

短 65「附属図書館資料収集管理規程」、70「防火・防災規程」

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は東京都下、多摩地区武蔵野丘陵地帯の南端に位置し、緑も多く教育の環境としては恵まれたところにある。校地面積は 55,775 m²で、短期大学設置基準に示されている校地基準面積 3,000 m²を上回っている。運動場の面積は 25,857 m²である。

障がい者への対応等については、ダイバーシティ推進の観点で校舎改築をすすめている。(備付-55)。

現在の建物は 50 年を経過し、老朽化が目立つが、常にきれいな校舎と快適な学生生活を送れることを心がけている。2013 年度はアクティブ・ラーニングを目的とした教室、2014 年度はラーニングコモンズや模擬体験が出来る保育室の設置、2016 年度は学生が集う場所にアクティブ・ラーニング可能な環境(ラーニングコモンズ)を設置するなど、改革に向けて改善を試みている。保育者養成の短期大学であるため演習科目も多く、実習で使用する教室の設備・備品にも気を配っている。また、授業に欠かせないピアノ室、調理実習室、図画工作室の他、PC 教室、体育館、普通教室などがある。大教室は 180 人用が 1 教室、300 人用が 2 教室あり、授業や講演会等にも使用される。学内のピアノはグランドピアノ 4 台、アップライトピアノ 50 台あり、授業以外に自由練習が可能である。PC 教室は 43 台の PC と 9 台のプリンターを設置、他にノートパソコン 44 台が使用できる教室や自由に使用可能なラーニングコモンズがある。

図書館は2号館1階にあり、専有面積は370.54㎡、座席数は73席である。2019年5月1日現在蔵書数は46,323冊、受入学術雑誌数は16タイトル、AV資料数は909点であり、参考図書・幼児教育学科関連の資料を中心に随時補充している。そのためレポート作成に役立つ書籍、および実習に不可欠な絵本・紙芝居等、幼児教育向けの多くの図書（絵本4,480冊、紙芝居514冊）を揃えていることが特徴である。（備付-56）

購入図書等選定システムとしては、図書委員会より教員に対し年4回（5、7、10、1月）購入希望図書を募り、加えて司書が学生からのリクエストや参考資料、授業・実習等学科関連の基本的資料を中心に選定し、委員会で検討購入している。図書購入予算を2018年度は50万円として、教員からの希望を中心に、執行状況を見ながら残りを図書館選書分にあてている。選書の基準は（1）教職員の教育・研究の参考となるもの（2）学生の参考となるもの（3）図書館に不足していると思われる分野のもの等となっている。図書館所蔵の資料に関しては、毎年夏に蔵書点検を実施し、所在の確認や破損資料の補修等を行い管理している。図書等廃棄システムについては、除籍する資料を「鶴川女子短期大学附属図書館資料収集管理規程」（備規-短65）の中に定め、これに該当するものを年度末までに整理し作業を行っている。体育館の面積は、1,009.3㎡である。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1） 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- （2） 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- （3） 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- （4） 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- （5） コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- （6） 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

学校法人明泉学園の規程類集には、「固定資産および物品管理規程」「固定資産及び物品調達規程」「経理規程」「経理規程施行細則」を整備し、経理処理を適正に遂行している。その他の経理にかかる規程では、「資金運用管理規程」「資金運用管理規程施行細則」「厚生資金貸し付け規程」等を整備している。設備施設、物品維持には、「固定資産及び物品貸出規程」「図書管理規程」「水道衛生管理規程」「郊外施設管理規程」「危機管理規程」があり、適正に維持管理している。施設の維持管理については、消防設備点検、電気設備点検、空調設備点検、水質検査など、専門業者に委託し点検・調査を実施している。

火災・地震対策については避難訓練を年1回実施し、通報や消火器の使用方法的訓練を、学生・教職員全員を対象に行う。また防火・防災規程を整備し、消防計画を消防署に提出している。防犯についても年に1回町田警察署員を招き、ストーカーやインターネットの被害等の対処法について講習をしている。

PCのセキュリティに関しては、短期大学に2回線を引き込み、学内の事務・教務系ネットワーク用と学生も利用できる回線に分けて利用している。特に事務・教務ネットワーク用にはセキュリティ対策ソフトを使用しネットワーク内のパソコンのウィルス感染に備え外部からの侵入に備えている。

また、私有のパソコンはネットワーク内での使用が出来ないように固定IPを各PCに振り分けサーバーを中心に管理をしている。USBスティックなどによるデータのコピーなどはセキュリティソフトで常時監視ができ、外部からの感染にも対応している。

学生が使用可能な回線も同じく固定IPを使用し、IPCOMの管理とセキュリティ対策ソフトを行っている。また、図書館システムを校内で管理しているが、学生が使用可能な回線と同一の回線を利用している。そのためTagVLAN方式で回線内を切り分けより安全性は保たれている。

また、事務・教務系ネットワークや図書館システムで利用しているサーバーは常にLTOでバックアップを取っているため機器のトラブルなどにも対応している。

東日本大震災直後に長時間停電した経験を基に、省エネを心がけ節電やトイレの節水、また、町田市からの指導のもと資源ごみのリサイクルなどの呼びかけや分別回収も行っている。燃えるごみ、燃えないごみ、紙類、ビン、缶、ペットボトル、ペットボトルの蓋、粗大ごみは年2回業者に依頼している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

2019年度秋には新しい校舎ができる予定、それに伴い図書並びに機器備品の固定資産を選定して、新校舎にて使う。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

図書に関しては、2018年度から徐々に除籍をしている。

機器備品に関しては、旧校舎取り壊しとともに除籍していく。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 57「学内LANの施設状況」、58「パソコン教室配置図」

備付資料 - 規程 法 61「経理規程」、62「経理規程施行細則」、
64「資金運用管理規程」、65「資金運用管理規程施行細則」

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上充実は、以下のように図っている。

- ①パソコン教室：学習支援のための情報機器は、パソコン教室にデスクトップ型パソコンを 43 台とプリンターを設置。保育者育成として「幼児教育と情報機器演習」の授業でパソコン操作の向上を目的としている。授業ではパソコンを使用してデザイン性の良い「園のお便り」の作成や、表計算ソフトを用いた資料の作成を学習し、情報セキュリティや情報モラルについても理解が深まる学習を行っている。パソコン教室以外にもノートパソコンを 44 台導入し、全員が学べる環境を設定している。システムの導入や更新は情報委員会の教職員が主体となり、意見を集約し学生や教職員の支援を行っている。(備付-58)
- ②ピアノ室：幼児教育のため、ピアノの授業が行われている。ピアノ室は 29 室ありピアノの数は約 50 台である。すべてのピアノは毎年調律を行い、演奏会がある場合は特別に行う。
- ③環境教室：「保育内容環境」、「生活科研究」などで使用。身近な植物や竹、野菜、花などの栽培や工作を行う。
- ④幼児造形室：「幼児造形」で紙、植物、粘土、その他身近な素材を使い、作品を製作する。
- ⑤調理実習室：「子どもの食と栄養」で調理実習を行う。また、「乳児保育」で沐浴指導が行われる。
- ⑥普通教室：数年前の講義室はビデオカセットとテレビの使用が主流であった。そのため今でもテレビとカセットデッキを多くの講義室に設置しているが、現在はプロジェクターとパソコン、スクリーンが主流となっている。教員の中にはこれら両方を使用する人が存在するため、いまだに設置を必要とする。

本学の情報委員会は、ウィルス対策とノートパソコンのセキュリティに関して説明を行っている。パソコンのセキュリティにはウィルス対策セキュリティソフトを使用し、外部からの侵入に対応している。図書館情報システムとパソコン教室では、Web フィルタリング (IP Com) 及び固定 IP を使用し外部からの不正侵入に対応している。平成 28 年 3 月からは、これらの設備の計画的な維持を考え、適切な状態を保持していくため、機器や操作に詳しいパソコン担当の職員を 1 名置くこととした。

学内コンピュータ整備は、使用可能なものは使用し、5年経過で交換はしない。学園内から移管したもので賄うこともある。平成29年度から学内LANの導入により外部webサイトへのアクセスが可能となり（備付-57）、授業で調べ学習や、不明瞭なことがその場で解決できる環境になった。

多くの授業に於いてコンピュータを用いており、学生の授業課題の成果をパソコンに取り込み情報技術の活用を行っている。パソコンはPC教室とアクティブ・ラーニング教室に設置、様々な授業に使用している。

教員にはパソコンを1人1台与えられ、授業の準備や学務における様々な資料の作成、研究に役立てている。非常勤教員には、講師室にパソコン2台を設置している。図書館では情報検索のためのパソコンを設置し、利用の方法については入学時クラスごとに60分の図書館ガイダンスを実施、利用方法の説明と資料検索について演習を行っている。司書は図書館内で授業を行う際に、資料紹介や有効な情報検索の方法等の指導を行うなど、担当教員との連携を図り学生の学習効果の向上を目指している。

学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。

講義室の一つにはBIGPAD80インチを置き、国際こども教育を視野に入れたアクティブ・ラーニングやスカイプを使用してカナダにいる講師と授業を行っている。その他グループワークやグループディスカッションも行われ、BIGPADを使用することにより学生の発表やプレゼンテーションの向上を見ることができた。

授業以外で学生にPCの指導が出来る場所は、ラーニングコモンズである。約9台設置しているがレポートの作成、就職情報の検索、学生支援機構（奨学金）申込の入力方法等を数名の職員が支援している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

平成28年度から履修状況の可視化（見える化）システム（学生ポータル）が稼働したため、学生が各自の携帯電話やスマートフォンを利用して自分自身の履修状況等を確認できるようになった。今後は、まだ使用していない機能である、教員と学生の情報伝達、レポート管理などの活用について徹底する必要がある。

システム対応も考慮に入れ、学生が自由に使用できるパソコンの台数を増やす必要があると考える。また、同時にパソコン教室のパソコンも使用年数が長いものもあるため、アップデートや機器の更新・交換も諮る必要があると考える。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

学生の学習成果、出欠状況等を一元管理し、学生と教職員がアクセスできるようなシステム（学生ポータル）を構築し、運用している。始めて間もないのでまだ軌道に乗っているわけではないが、まず機器の使用方法を学び徐々に成果を出し始めているところである。

このシステムの構築と運用は、具体的に以下の利点があげられる。

- ①学生本人の学習目標の実現と到達に向けた支援ができる。
- ②自らの学びの状況を視覚的に把握しやすくすることにより、学習の振り返りを確実

なものにできる。

- ③学習ポートフォリオを作成し、目標と学習成果を常に自覚させることができる。
- ④担任を始めとする教職員は学生の状況把握が容易になり、今まで学内で個別に取り組みをしてきた学生の指導体制を、教職員全員が情報を共有し連携しながら指導にあたる体制に移行できる。
- ⑤学生の出欠情報等から要サポートの学生をできるだけ早期に発見し、支援する仕組みが整備できる。
- ⑥IRの取り組みとして学期ごとの授業評価アンケートや、成績データ等から、学生がつまづきやすい内容を発見し、その要因を分析することにより、カリキュラムの修正、シラバスの内容検討などの授業改善に役立てることができる。

以上、システム化することで可能となり、学生の学習状況の可視化の取り組みによって、大学全体としての教育力を強化することを狙いとしている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 なし

備付資料 - 規程 法 61「経理規程」、62「経理規程施行細則」、
64「資金運用管理規程」、65「資金運用管理規程施行細則」

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

(1) 計算書類に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ①活動区分資金収支計算書の教育活動収支差額については、平成 28 年度、29 年度の 2 年間は、法人全体では黒字であったが、平成 30 年度は赤字となった。全体の収支としては、平成 28、29 年度は赤字であったが、平成 30 年度は黒字に転じた。事業活動収支は、平成 28 年度から 30 年度まで支出超過の状態が続いている。基本金組入前収支差額についても、平成 28 年度は有価証券等の償還差益がほとんどなかったため、基本金組入額が大幅に減少したにも関わらず事業活動収支は支出超過であった。平成 29 年度は短期大学校舎改築工事の再開に伴う 2 号基本金の計上と小規模保育所の改築工事および駐車場用地の取得に伴う 1 号基本金の組入で合わせて約 1.7 億円計上されたことが主な支出超過の原因である。
- ③貸借対照表の状況においては、借入金や学債もなく、負債が資産に比べ僅少な状況となっている。今のところ、流動資産も潤沢であり、当面は学園の運営上、何ら問題はない。ただ、今後の短期大学の校舎改築、高校の体育館建替え、および附属幼稚園の改築など施設の整備が目白押しで計画されており、将来的には流動資産が半減することも考えられ、流動資産を増やすことが出来るよう継続的な収入の確保が重要となっている。
- ③ 本学における収入は学生からの納付金収入と補助金収入で大半が占められており、その意味で学生数の変動の影響を受けやすい。法人全体では、過去 3 年間（平成 28～30 年度）のうち、平成 28 年度、29 年度については資金収支、事業活動収支ともに支出超過という結果となった。

資金収支は、

平成 28 年度についても短期大学の校舎改築工事については変化なく支出が抑制された状況に変わりはないが、有価証券等の償還が途切れ、資産運用上の利息収入も大幅に低下したため支出超過に陥った。平成 28 年度については、入学生の減少による収入の頭打ちに加え、小規模保育所開所に向けた改築工事や駐車場用地の取得、

短期大学の校舎改築工事が本格的に再開され、更なる支出超過となった。

- ⑤短大の活動区分資金収支の教育活動収支も、3年以上続けて赤字状態にあり、年度による変動はあるものの毎年1億円前後の赤字額を計上しているという現状は、継続性という観点からみれば、長期的には厳しいものがある。しかしながら、学園全体を見れば赤字幅はそれほど多額とはならず、現在の資金資産から見ても当面の問題は生じないと思われる。
- ⑥⑦退職給与引当金については、私立大学退職金財団に加入したうえで、要支給額の100%を確保するように積み立てている。また、資産運用についても、定期的に理事会・評議員会において報告するなど、規程に基づき適正に処理されており特に問題はない。
- ⑧⑨教育研究経費、教育研究関係の設備支出については、「今日の私学財政」の短期大学部門の構成比率等と比較して全国平均に劣らないだけの金額、構成比を確保していることから、金銭面での「教育の質」は維持されているものと考えている。教育研究費比率は、従来から30%前後で推移しており、平成30年度は28%となっている。なお、平成30年度の設備関係支出における教育研究用機器備品支出の割合も問題はない。
- ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切に行われている。監査法人から「適正」以外の意見を出されたことはない。また、公認会計士の監査意見への対応も迅速に解決し、公認会計士からの要望に対応している。
- ⑪寄付金については文部科学省からの各種通達にも添う形で「入学にかかる寄付金」と誤解されることのないよう、十分な注意を払って募集を行っている。学校債は現在発行していない。
- ⑫平成28年度は97.3%、平成29年度は79.6%まぞトル、平成30年度は78.6%と低下する結果となった。同時に平成28年度以降の入学者数も入学定員を下回る結果となっている。このように妥当な水準とはいえない。
- ⑬また、赤字幅についても学生募集状況の回復が収支状況の改善につながることは明白である。適正な充足率に向けて、平成28年度入学生及び29年度入学生からの学費改定により、順調な学生募集が前提となるが、短期大学の継続性は確保されるはずである。近々の短期大学の校舎改築による就学しやすい環境整備が、学生募集に寄与することも期待できる。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①事業計画の作成、予算の作成については現場での事業計画立案から検討・全体調整・承認・予算化という手順を経ており、適切であると思われる。予算の執行も同様に適切に処理されている。
具体的には、予算は各部門からの年度の事業計画を提出させ、その内容について法人事務局によるヒアリング、理事長によるヒアリングによって全体の調整を行いながら事業計画の実施の可否を決定し、その結果に基づいて予算を作成している。予算については理事会での議決承認の後、法人会計課長から各部門に通知が行われ、各部門では会計処理システムを通じて予算の内容の閲覧が可能である。
- ②事業計画の最終決定は理事長答申会という各部門の担当者も同席している場で行われており、決定事項については速やかに各部門に持ち帰り伝達されている。

- ③年度予算の執行については、例年適正に執行されている。緊急な出費は予備費にて、予備費で賄えないような事業計画の変更については、必要に応じて補正予算を立てている。
- ④財務上の日常的な報告、資産運用管理、情報公開等は適切に行われており、ガバナンスは適正に機能しているといえる。
- ⑤資産及び資金の管理と運用は「学校法人明泉学園経理規程」、「同 施行細則」、「学校法人資金運用管理規程」及び「同 施行細則」（備規-法 61、62、64、65）に基づいて適正かつ安全に管理している。
固定資産管理については、短大においても機器備品の管理台帳の整備が整い、新校舎への移転も滞りなく実施されると想定される。
- ⑥具体的には、支払資金については、「日次支払資金集計表」を毎日経理責任者及び事務局長に報告するとともに、毎月「月次支払資金集計表」に「月次資金収支計算書」を添えて理事長に報告を行っている。計算書類等については適切に表示している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学を取り巻く環境は大変厳しいものになっている。短期大学として、また、指定保育士養成施設として、質の高い教育をおこない、社会に貢献できる学生を育てられるかが問われており、それができなければ、短期大学として存続できなくなるといっても過言ではない状況にある。このような状況下において、本学では、今後の学園の持続的成長と安定的な経営を展開する上で、どのような価値を新たな入学者に提供し、何よりも 20 年後の子や孫にどのような未来社会を残していくべきか、その実現に向けた戦略を打ち出している。本学園の 20 年後は『グローバル感覚が当たり前のように身についた、世界に通用する幼児教育、及び保育者育成を通して社会貢献をし、社会でも家庭でも世界でも自分らしく活躍できる人財を育成している』という将来像がある。

新価値の創造においては、本学オリジナルブランドとなる『国際保育士』を育成するため、「国際こども教育コース」を設置、そして鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属ではイメージ教育を実施している。セカンドステージでの鶴川高等学校における「国

際理解コース」の設置も含め、これにより学園としての価値の循環を行い、正のスパイラルを作り上げる。そして新価値の創造によって『The Leading Educational Institution』を目指し、日本の教育課題の解決の一翼を担う学園となることを将来像としている。

短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析の具体的な内容として、平成 26 年度に教学運営のため学長補佐室の設置を行い、短期大学の中期教学計画の精緻化を図った。後に短大企画本部と改め全学的な教学マネジメント体制を強化した。入学定員の増加を図るため、鶴川高等学校と連携を密にしている。短期大学を取り巻く環境は大変厳しいものになっている中、短期大学として、また、指定保育士養成校として、いかに質の高い教育をおこない学生数を増やすか、岐路に立たされているといっても過言ではない状況にある。

そこで、本学の中長期計画では、以下の方策を検討している。

- ・「国際こども教育コース」の設置により、グローバル社会で活躍できる保育者を育成する
- ・履修システムに柔軟性をもたせ、社会人の学び直しニーズに応え、人生経験豊かな保育者を育成する
- ・専攻科を設けることにより、自ら学びを深める保育者を育成する

もっとも重要なことは、将来像を明確にし、数字的目標をもった戦略をたて、それを組織全体の共通理解とすることである。そうすることで、現実的な方策が生まれ、実現していくことになる。

経営（改善）計画の策定では、財政面では大きな支障は無いと判断しているが、財政上の安定を確保する基盤は、やはり園児・生徒・学生を確保することに尽きると言える。その方策として短期大学は、オープンキャンパス、高校訪問等を計画し積極的に実施している。平成 26 年度は 172 名、平成 27 年度は 158 名の入学者があり、2 年連続で入学定員を超えた。しかしながら平成 28 年度は 148 名、29 年度は 125 名、30 年度は 119 名と定員に達することは出来なかった。学生募集対策では、4 名の学校訪問担当職員を置いて、新規開拓、掘り起し先等、エリア別にて推進を図っている。地方に出張する場合もある。

学納金計画においては、収容定員を確保したとしても、収支がマイナスになる構造である。理由としては学費が周辺大学に比べ非常に安いという点が大きいの。したがって、学費の値上げは必要であり、平成 28 年度は学納金の値上げを行うこととした。

また、庶務・教務・学生支援室・実習センターにおける事務職員の人数配置も適正かどうかの精査が必要である。

施設設備の将来計画は明瞭である。耐震性の理由から平成 31 年度竣工の予定で、短期大学校舎の改築工事を本格的に開始した。現在の予定では、すべての校舎を建て替え対象とし、敷地内西方のグランド部分に 1 棟建設し、安全で快適な学生生活を過ごせる環境を提供する予定である。過去からの貯えを考慮すれば、当面の財政上の安定については支障ないと考えている。

教育面での将来像は「国際こども教育コース」の新設により、グローバル社会で活躍できる保育者を育成することである。履修システムに柔軟性をもたせ、社会人の学び直しニーズに応え、人生経験豊かな保育者を育成するという基本的な考えに基づいてい

る。

外部資金の獲得については、短大校舎改築工事代金支払用の資金として、平成 30 年度に日本私立学校振興・共済事業団から 10 億円の借り入れを行い、平成 31 年度にいても、更に 10 億円を借り入れることにより、財政面の安定化を図る予定である。

競争的資金や補助金などの獲得については条件に合致するものがあれば可能な限り申請するよう奨励している。

遊休資産については、不動産賃貸業を営む収益事業部門を持っていることから、直ちに売却などの処分を検討するのではなく、賃貸等による継続的な収入を得る方を第一に検討しているため、明確な処分計画は立てていない。明らかに売却すべき物件については個別に売却を推進している。

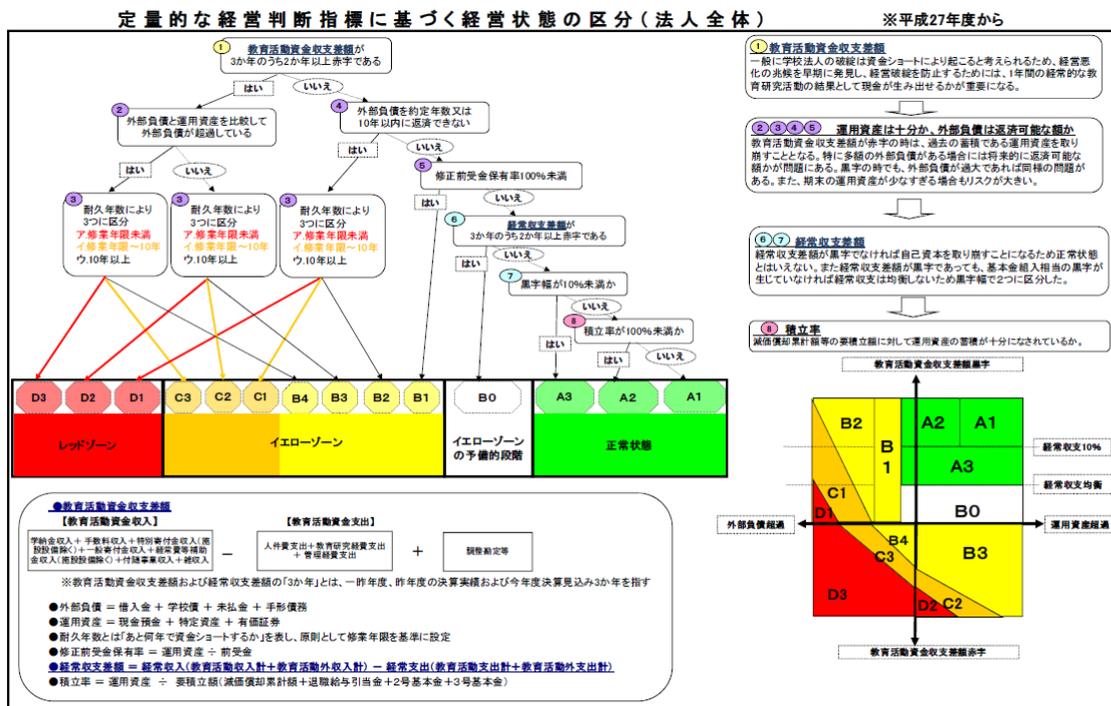
(4) 人件費依存率は高く、学生生徒等納付金収入と人件費支出が同額に近いものとなっている。定員割れが大きな原因だが教職員が多いのは明らかであり経緯費のバランスは悪い。教育の質を低下させずに人件費を削減する計画を立案する予定である。

(5) 経営情報の公開と危機意識の共有について、私立学校法に基づいた財務情報公開を行っており、すべての教職員が財務内容について知る機会を与えられているが、財務状況に対する教職員の理解度、危機意識の共有については低く、それを高めるための取り組みが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

私学事業団によるところの定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分については、現在のところ B0(イエローゾーンの予備的段階)の位置にあり、今すぐ危険というような状況にはない。但し、耐震性向上の必要性から必然となる今後の短期大学校舎の改築や引き続く、高校体育館及び、幼稚園園舎の改築による資金流出が見込まれ、学費収入の伸びが見られない場合には、B1(イエローゾーン)の区分へ落ち込むことも想定される。資金的にはこれまでの貯えで対応可能なものの、財務的な余裕はほとんどなくなるのが予想され、その意味からも短期大学の財務改善は必須である。

学校ごとの財政状況に大きな差がある中で、特に短期大学についての改善が急務である。財務状況に対する教職員の理解度を向上させることが必要である。



<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

短大校舎改築工事代金支払用の資金として、日本私立学校振興・共済事業団から10億円の借入れを行い、長期借入金として計上した。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

ポートフォリオは学生が保育者になるための学びを多角的に振り返ることができる大切なものであるため、現在進行中である。「学生ポータル」システムは、教務を中心とした内容となっている。学習成果や出席状況を見ることができ、資格取得に向けて効果的に活用している。

本学の学納金は長い間値上げをすることなく、周辺の短期大学の学納金と比較しても大変廉価な金額であった。そこで、より良い教育環境・教育資源を確保するために5年計画で行うこととした。値上げ幅は緩やかなものであり、学生に負担をかけない程度である。平成28年度より行い、32年度までとする。特筆すべきことは、平成31年度校舎改築工事を行い、新校舎落成時より全学生に無償で給食を提供することである。偏った食事をとっている現状を見ると学生の食育の一環として、栄養を考えた食事の提供は重要であると考えられる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

現在のわが国では、高度情報化社会であると同時に、グローバルな国際社会の中で、幼児、児童、生徒に「生きる力」を育てることが重要であることは言うまでもない。幼児期の教育は、その生涯にわたって学び続けるすべての出発点である。学びの環境と体験（幼児のあそび）は、大切な教育資源であり、環境の構成、教材の開発と実践、そして、何よりも指導支援する保育者の資質能力が形成されてこそ、実現できる。幼児と学生がふれ合う機会をできる限り多くするためには、附属幼稚園やキャンパス内の保育施設、自然豊かなキャンパス環境を総合的に関連させていくことが必要である。そのために、実践や体験が可能な科目の一貫性や関連性を明確にしたシラバスの作成が重要である。

教育目標を達成するために、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していかなくてはならない。

まず人的資源としては、優秀な教職員を各校務分掌に適切に配置して安定した学校運営をしていきたいと考えている。大学の建学の精神や教育理念を理解し、学生の学習成果の達成に向けて全力を注ぐことができる人材を確保したい。

物的資源は、学習環境の整備を第一に考え、老朽化した建物の建て替えに一刻も早く取りかかりたいと考えている。

技術的資源としては、新システムの導入による効果を期待している。このシステムの構築と運用には多くの利点があるが、自らログインしなければ情報を得ることができないため、システムの利点をより知ってもらえるような工夫の手立てを考える必要がある。

財的資源については、財政的な安定に向け学納金収入に大きく影響する入学定員の確保、中退率の低減、資格取得率の向上に注力し、また教職員数の適正化を進めたい。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】****＜根拠資料＞**

提出資料 なし

備付資料 なし

備付資料 - 規程 法 1「寄付行為」

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与している。建学の精神を具現化する方法の一つとして、聖書を基とした教育を行っており、理事長が議長を務める理事会・評議員会では、理事による聖書の朗読を行い、心を落ち着けて理事会の議事に入ることで、円滑な議事の進行が行われ、建設的な意見の集約及び議決が行われている。

さらに、理事長は、学長、校長を兼務しており、教育・人事面等のすべての状況を把握して、学校経営を行っている。理事長は寄附行為第 12 条（理事長の職務）に定めるとおり、学校法人明泉学園を代表し、そのすべての業務を行っている。

寄附行為 35 条（決算及び実績の報告）の定めに基づき、理事長は毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、事業活動収支計算書、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書）を評議員会に報告して意見を求め、適切に執行している。

理事長は、寄附行為第 17 条各項の規程に基づき、理事会を開催し議長を務め、学校法人明泉学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、学校法人の最高意思決定機関として適切に運営している。

理事会は短期大学基準協会の認証評価を短期大学の発展のために実施することを促すことで、その役割を果たし責任を負っている。また、理事会には必要な学内外の情報が収集・報告されており、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

諸規程に関しては、学校法人は①役員・顧問、②組織関係、③業務運営、④附属及び関連、⑤サービス及び人事、⑥給与・手当・旅費、⑦経理、⑧管理の区分で、短期大学は①学則、②組織・運営、③人事・サービス、④教学、⑤学術・研究、⑥付置機関、⑦施設・設備の区分で規程を定め、円滑な運営を図っている。

理事の構成については、私立学校法第 38 条（役員を選任）に基づき、寄附行為第 7 条（理事を選任）に下記の通り定めている。

【寄附行為第 7 条】（理事の選任）（備規-法 1）

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長、校長及び園長のうちから理事会において選任した者 1 人又は 2 人
 - (2) 評議員のうちから理事会において選任した者 2 人
 - (3) 学識経験者、明泉学園の功労者、キリスト教の信者、その他のうちから理事会において選任した者 2 人又は 3 人
- 2 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、学長等又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

理事はこの寄附行為第 7 条に基づき、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な運営について学識及び見識を有している者を選任している。

また、寄附行為第 11 条（役員解任及び退任）第 2 項第 3 号に、役員退任理由として「学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。」と定めており、学校教育法第 9 条（校長、教員の欠格事由）の規定は、寄附行為において準用されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

課題としては、より積極的・効率的な理事会に努め、各理事が学園発展に対する共通認識を持ち、健全で適正な学園運営を行うことである。

理事は私立学校法、学校教育法等の法令に基づき適切に選任されており、理事の構

成に特段の課題はない。今後は、より積極的・効率的な理事会運営に努め、各理事が学園発展に対する共通認識を持ち、健全で適正な学園運営に努める。

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人及び短期大学の経営を先導するリーダーシップと責任を果たす。理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法等の法令に基づき適切な対応が図られ、学校法人の管理運営体制が確立されており、特段の課題はない。

更なる運営強化のために、情報公開については、今後私立学校法等の法令の定めるところに従い、最新の情報を分かりやすく公開することに努めていく。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 66「教授会議事録」

備付資料 - 規程 短3「教授会規程」、28「学長選考規程」

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定し

ている。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行っている。短期大学の教職員は、授業時間以外にも実習指導や少ない人数で校務分掌を担うため、教授会も含めて会議は効率的におこなう必要がある。学生が学校にいる時間はできるだけ学生の為に、という学長の考えのもと、教授会は教授および准教授を構成員とし、議案の内容に応じて必要な教職員が陪席する形式をとっている。教授会の開催日も原則として毎月最終月曜日の4限としているが、入退学者の審議など、学生に直接かわる議案が持ち上がった際には、教務課からの連絡をうけて学長が昼休みの時間に臨時の教授会を招集し、迅速に結論を出す等、学生のことを第一に考えた教学運営体制がとられている。

また、学長は、リーダーシップの発揮にあたって、副学長への権限移譲を積極的に行い、日常的な業務に忙殺されずに、未来志向の教学改革を進められるように、副学長を中心とした短大企画本部の機能を重視している。上述の通り、教授会はできるだけ迅速な運営をおこなう一方、副学長には学科会（基本的に全教職員が参加）の議長として、広く学内の情報を副学長に集約させ、教学運営体制の偏りが無いようにガバナンスを機能させている。

本学の教育及び活動は、キリスト教の信仰を基盤とし、高潔、清貧、愛徳の志を育成することを目的としており、学長はその目的のために尽力している。キリスト教を信仰し人格が高潔であり、大学運営においても力を発揮している。

学長は授業において常に学生を直接理解するように努め、FD・SD研修会においては学園の全教職員に対して本学園の歴史や建学の精神について自ら語り、教職員の共通理解を深めるといったリーダーシップを発揮し、学園の向上・充実に向けて努力している。

学則第52条にて、罰則規定を設けている。

年度初めに教職員の校務分掌を策定し、それに基づき遂行している。学長は教職員の業務を掌握し、全体を管理徹底している。

学長は、「鶴川女子短期大学学長選考規程」（備規-短28）により選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

教授会は教育研究上の審議機関であり、「鶴川女子短期大学 教授会規程」（備規-3）を設け各委員会から提出された協議事項を適切に審議し運営している。教授会は本学の教育研究に関する審議事項の決定を行うにあたり意見を述べ、また学長の求めに応じて意見を述べるができるものとし、学長の役割を明確にしている。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、教授会の審議事項として意見を聴取したうえで決定している。

教授会の議事録は、教務担当者が作成し、適切に保管されている。(備付-66)「平成29年度 教授会の開催状況」)

教授会は、学習成果及び三つの方針を認識し共有している。AP、CP、DPを踏まえて、学習成果がそのポリシーに沿っているか確認し、学習成果の獲得に向けて取り組みを行っている。

校務分掌には各委員会が設置されている。委員会メンバーは学長により決定され各規程に基づいて協議、審議をする。重要事項は教授会に議題を提出し審議される。

「委員会名と主な業務」

委員会名	主な業務
教務委員会	「鶴川女子短期大学 教務委員会規程」 教育課程に関する事項、授業計画に関する事項、学籍移動、成績及び履修に関する事項、授業評価アンケートに関する事項等
学生支援委員会	「鶴川女子短期大学 学生支援委員会規程」 学生の福利厚生に関する事項、学生の課外活動に関する事項、奨学制度に関する事項、就職・進学に関する事項等
実習センター	「鶴川女子短期大学 実習センター規程」 実習参加の可否に関する事項、実習単位の認定に関する事項、実習の時期に関する事項等
図書委員会	「鶴川女子短期大学 図書委員会規程」 図書館の企画および運営に関する事項、図書館資料の購入及び廃棄に関する事項、図書館の予算に関する事項、教育資源として、図書館の管理する教材等の教育研究への活用に関する事項等
短大企画本部	「鶴川女子短期大学 短大企画本部規程」 IR、実習、広報、FD・SD、カリキュラムに関する事項 学内人事に関する事項、重要な学内の規則の制定および改廃に関する事項、教育、研究に関する事業及び予算の計画と実行に係る事項、FD推進・社会貢献・国際等に関する事項等
IRセンター	「鶴川女子短期大学 IRセンター規程」 教育目標を達成するためのデータの情報収集に関する事項 大学教育や学生支援に係る戦略的な企画・立案・実施に関する事項 その他 IR委員会の目的を達成するために必要と認められる事項等
入試広報委員会	「鶴川女子短期大学 入試広報委員会規程」 本学の広報活動全般に関する戦略立案、情報公開の企画立案、広報活動及び情報公開に関する学内外の連絡調整 入試の実施に関する事項、入試制度に関する事項、入試広報に関する事項等

社会連携貢献委員会	「鶴川女子短期大学 社会連携貢献委員会規程」 地域交流会開催に関する事項、ボランティア等、地域交流、社会貢献に関する事項、教員免許状更新講習の実施に関し、実施計画、終了認定、講師の選択、その他必要な事項 等
FD・SD委員会	「鶴川女子短期大学 FD・SD委員会規程」 教員を対象にFD活動の実施、職員を対象にSD活動の実施、教育・研究に関する研修会の企画及び実施、授業評価アンケートの実施等
人事委員会	「鶴川女子短期大学 人事委員会規程」 教員の選考に関する事項、教員の昇任に関する事項、教員の業績評価に関する事項、教員の研究に関する事項等
紀要委員会	「鶴川女子短期大学 紀要委員会規程」 紀要の原稿の募集、編集及び発行に関する事項
国際センター	「鶴川女子短期大学 国際センター規程」 海外フィールドワークの企画、実施 グローバル化の推進に関する事項、留学生に関する事項等
災害安全委員会	「鶴川女子短期大学 災害安全委員会規程」 環境の整備に関する事項、防災及び防犯に関する事項 防火安全対策に関する事項、天災時の安全に関する事項 安全衛生に関する事項、交通問題に関する事項等

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

短大を取り巻く環境の変化は著しい。それに対応するために学長のリーダーシップをより発揮することが望まれる。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長の補佐体制として、副学長ひとりではなく、複数の教職員で、IRから戦略的な企画まで、補佐する体制を作る必要があると考え、短大企画本部を設けた。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 なし
備付資料 なし
備付資料 - 規程 なし

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は寄附行為第 8 条に基づき 2 名を選任し、第 16 条第 1 項第 2 項の規定に則り学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行なっている。会計の内容に関しては決算書類の閲覧と法人本部・経理責任者からの説明及び聴取に基づき監査を実施している。

毎回出席し、学校法人の教学面を含めた業務執行状況につき理解を深めるとともに、財産の状況と合わせて適宜意見を述べている。

監事は上記のとおり学校法人の教学面を含めた業務及び財産の状況について監査を行ない、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出し報告を行なっている。

尚、監事は毎年文部科学省主催の監事研修会に出席し、監事の役割について理解する事に努めている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、私立学校法第 41 条第 2 項及び、寄附行為第 20 条第 2 項に基づき、理事定数 5～7 名の 2 倍以上の、11 以上 15 名以下の評議員をもって組織している。

私立学校法第 42 条に基づき、寄附行為第 22 条各項に規定されたものについて、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなくてはならないと定めている。また、寄附行為第 23 条は、評議委員会は役員から報告を徴する事ができると定めている。

評議員会は、寄附行為第 20 条・23 条に従って、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

教育情報の公表については、『1. 自己点検・評価の基礎資料の(8)』に記載の通り、鶴川女子短期大学のホームページ (<https://www.tsurukawatandai.ac.jp>) に掲載している。

また、日本私立学校振興・共済事業団の運営による『大学ポートレート(私学版)』(<http://up-j.shigaku.go.jp/>) にも参加しており、標準フォーマットに従って他の大学と同じ項目で様々な情報を提供している。

財務情報については、私立学校法の規定に基づき、各事業場に「財務情報公開書」を備え付けて教職員が自由に閲覧できるようにしてあるとともに、学園ホームページ (<http://www.meisen.ac.jp/>) にも掲載して広く一般に公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

事業計画から予算化までの過程で、費用対効果やコストに対する認識がやや不十分である。

年次事業計画の作成開始時期については、現在11月初頭となっているが、もう一ヶ月程度早めることが望ましいと思われる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

なし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

引き続き短期大学をめぐる環境の変化に対応するために、管理運営体制を継続して強化していく。

学校教育法改正に合わせて、短期大学改革のための体系的な組織運営の体制が不十分であり、その構築を急ぐ必要がある。

理事会・評議員会は、寄附行為他の諸規程に基づいて正常に機能しており、ガバナンスは正当に行われているとの認識であるが、ルールを逸脱することが無いように、チェック機能を強化している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短大を取り巻く環境の変化は著しい。それに対応するために学長のリーダーシップをより発揮することが望まれる。各教職員の学校運営、教学に関する共通理解を得るように教職員との意思疎通を図る。

事業計画から予算化までの過程で、費用対効果やコストに対する認識がやや不十分である。

年次事業計画の様式を全面的に変更する。その内容は当該年度の進捗状況と周辺の短大等の状況把握、重点取り組み項目と具体策、資金収支計画、施設設備計画等を組み合わせ、コスト意識を高めつつ、計画目標を達成することとした。